

す其結果大藏省に預入れたる公債の利子六歩と僅少の運轉資金の利子とを合するも當時普通の利子たる年一割以上の利益を收むると難かりき斯る事情の下國立銀行の新設の如きは到底夢想だにも及ばざりし所なり已にして既設四銀行は經營愈困難を加へ依然業務を繼續すると能はざるの窘境に陥りしかは明治八年三月遂に四行連署を以て政府に請願するに從來の正貨兌換の制を改め通貨即ち政府紙幣引換の制となさんとを以てせり然れとも政府は之を以て條例の主旨に悖るものなりとして許さず結局新紙幣若干を銀行に貸下けて同額の銀行紙幣を納付せしむることとし一時を彌縫するの策に出でしかか爲め銀行紙幣の大半は國庫に流入して不換紙幣之に代り銀行紙幣の流通額は僅に六萬餘圓に減するに至れり即ち此措置は恰かも政府か先きに銀行に賣渡せる金札引換公債證書を買戻したるか如き結果を生したるものにして國立銀行條例の改正は許されざりしも條例の効力は之か爲め全く煙滅するに至れりと謂ふべきなり

政府は如上の方策を以て一時既設銀行の急を救ふの舉に出でしか徒らに條例を墨守するに於ては銀行業務の發達を妨げ延て金融を疏通するの途を失ふの虞あり

り且つ當時華士族家録處分の結果巨額の金祿公債證書を發行せしを以て其價格の下落を防遏するの必要を感せしかは九年八月を以て遂に國立銀行條例の大改正を行ひ斷然其當初の主旨たりし不換紙幣整理の目的を委棄して當業者請願の主意を容れ國立銀行の新設を促したり改正條例の要點左の如し

第十八條 此條例を遵奉する國立銀行は其資本金十分の八(即十萬圓なれば八萬圓)を政府より發行する所の公債證書にて此條例二十二條に掲ぐる所の割合に従ひ實價即ち市中賣買の時相場にして紙幣頭の時々指定する所を以て之を出納寮へ預くへし尤も右公債證書は四朱以上利付のもの(即ち新公債證書金札引換公債證書秩祿公債證書及爾後政府より發行すべき四朱以上利付の公債證書)に限るへし

(但書略す)

第二十條 此條例を遵奉する銀行は其資本金額十分の二を通貨を以て銀行に積置き前條に掲ぐる所の公債證書の代りとして紙幣寮より受取る銀行紙幣の引換準備に充つへし故に其銀行紙幣發行の際に於ては常に其流通高の四

分の一の割合を以て準備金を現存するを定度とす尤も銀行紙幣發行の増減に從ひ其準備通貨も又便宜之を増減し之を資用するを得へし

(但書略す)

即ち改正條例は大藏省に公債證書を預入れ引換に發行し得べき紙幣の額從來資本金の十分六なりしを十分八とし同時に準備金十分四發行額の三分二を十分二(發行額の四分一)と改め正貨兌換の制を通貨兌換の制となせしものにして國立銀行紙幣を一種の不換紙幣と化し去りしものなり而して改正條例は銀行に取り大に利益なりしを以て爾來國立銀行の設立を出願する者相接て各地に起り一時亂設の勢を呈するに至りしかは政府は十年十二月條例に重要なる追加を爲し其設立を制限し次て十一年三月條例の一部を改正し國立銀行より發行すべき紙幣の總額を三千四百四十二萬圓餘と定め之を各府縣に割宛て十二年十二月開業したる第五百十三國立銀行を最後とし爾來國立銀行の設立を許可せざる方針を採るの已むを得ざるに至れり

斯の如く國立銀行は九年條例改正以後數年を出てすして其數百五十三行の多き

に達し各紙幣を發行したると同時に政府は西南の變に際會し大に不換紙幣を増發したりしかは其結果物價の騰貴甚しく明治十三四年の間に於て其頂點に達し市場は虚偽の好況を呈し投機熱は勃興し外國貿易は輸入超過となり正貨は盛に海外に流出し經濟界は之か爲めに大に攪亂せられ事態容易ならざる情勢となれり是に於て政府は痛く之を憂ひ斷然之を整理するの方針を採り松方大藏卿の意見を容れ政府紙幣及國立銀行紙幣の銷却を計畫し十五年日本銀行を設立し十六年國立銀行條例を改正し其存立時期を制限し同時に日本銀行をして國立銀行紙幣の合同消却に着手せしめ十七年兌換銀行券條例を發布し十八年始めて日本銀行をして兌換券を發行せしめ次て廿一年兌換銀行券條例を改正して現行の屈伸制限制を立てたり而して此計畫は着々効果を奏し國立銀行紙幣は政府紙幣と共に漸次銷却せられ終に三十二年十二月末日限り其通用を廢止し其翌日より起算し滿五箇年間に悉皆銷却を了するとを得たり若夫日本銀行兌換券發行制度に關しては前節既に之を敘述したれば茲に再び之を贅せず

之を要するに本邦兌換券發行制度は爲換會社金券の自由發行制度に始まり次て

同金券及洋銀券並に大藏省兌換證券の最多額制限總額準備制となり再轉して開拓使兌換證券及國立銀行紙幣の比例準備制となり三轉して日本銀行兌換券發行制度となりしものなり而して日本銀行の兌換券發行制度は當初極めて粗笨にして自由發行制に類するものなりしが廿一年以後は純然たる屈伸制限發行制となれり

本書參考書

- Conant, Money and Banking, Book IV.
- Conant, History of Modern Banks of Issue, ch. I.
- Cornwell, The Currency and the Banking Law of Canada.
- Dunbar, Theory and History of Banking, 2nd ed., ch. V.
- Jevons, Money and the Mechanism of Exchange, chs. XVI & XVII.
- Kinley, Money, ch. XVII.
- Langhlin, Principles of Money, ch. XIII.
- Macleod, Theory and Practice of Banking, vol. I, ch. IV.
- Noel, Les Banques d' Emission en Europe.
- Scharling, Bankpolitik, II-IV.
- Tooke, History of Prices, vols IV.
- Walker, Money, Pt. III.
- White, H, Money and Banking, 2d. ed., Bk. III.

- A History of Banking in All Leading Nations, vols IV.
- Handwörterbuch der Staatswissenschaften - "Banken"
- 山崎賢次郎氏 銀行論(經濟叢書)第三章
- 日本財政史 第十二卷第十三卷第十四卷

## 貨幣論 畢

### 附録 日本貨幣制度

第一節 新貨條例發布以前に於ける我邦の幣制——第二節 新貨條例發布以後に於ける我邦の幣制——参考書

吾輩は本論第八章第二節に於て歐米諸國竝に本邦に於ける現行貨幣制度の一斑を敘述せり而して此處に特に本邦の貨幣を再論するは其吾人に取り極めて緊要にして到底外國の幣制と共に粗雜なる一斑的敘述をなすを以て甘すると能はざるを以てなり

本邦の幣制を敘述せんには明治四年維新政府の發布に係る新貨條例以前に於ける貨幣の變遷と其以後に於ける制度とを別論するを便とするを以て今其區別に従ひ先づ第一に舊制を略説し次に明治の幣制の大要を述へんと欲す

#### 第一節 新貨條例發布以前に於ける

##### 我邦の幣制

大古より足利時代に至る我邦錢貨のとは余か敬愛せし僚故故文學博士横井時冬

氏克く之を編纂せるを以て今氏に従ひて其大要を説述すへし  
之を史乘に徴するに我邦に於て始めて錢貨の現はれたるは顯宗天皇の朝稻斛銀  
錢一文とあるもの是なりされと當時未だ銀を採掘せず且つ鑄錢の事絶へて記録  
に見へされは或は外國より輸入せしものを用ひしにあらざるか其後天武天皇白  
鳳十二年詔して自今以後必ず銅錢を用ひ銀錢を用ゆる勿れ又銀錢の用を止むる  
勿れなとありと雖も何れの年何處に於て製錢をなせしや詳ならず持統天皇の朝  
鑄錢司の任命あり天武天皇の朝始めて鑄錢司を設置せらるとあるに依りて考ふ  
れば持統天皇の朝には官を拜せしものあるも別に官衙を設くるに至らざりしか  
文武天皇の朝鑄錢司を置れしを見れば必ず錢貨の鑄造ありしなるへし去れと其  
製形を知らず大寶令を定め給ふや大藏省に於て錢金銀の事を掌り其所管の典鑄  
司に於て金銀銅錢を鑄造する等の事を掌れり元明天皇和銅元年始めて催鑄錢司  
を置く是に由りて諸國にも鑄錢司を置れし事明なり催鑄錢司は諸國の鑄錢を驅  
催す義なればなり和銅元年始て銀鐵竝に銅錢を造りて之を行はしめらる共に文  
を和同開珍と云ふ本邦是に至て始て一定の錢幣ありと謂ふへし和銅二年銀錢を

廢し一に銅錢を行はしめ同三年に至り又銀錢を禁すなとあるを見れば銀錢より  
も寧ろ銅錢を用る方便なりしならんか是より諸國に於て銅錢を鑄造せしなる  
へし去れと從來稻穀布帛を以て通貨としたる慣習は容易に脱せざりしものと見  
え和銅年中種々の方便を以て錢貨の用を知らしめ給ひき斯く一意に獎勵し給ひ  
しかは錢貨を用ると漸く増加し終には私鑄錢を用ひし者出しと見え私に錢を鑄  
る者は斬に處すとの法令を定め給ひ又錢を撰ふ事を禁し給ふに至れり淳仁天皇  
天平寶字四年金銀銅の三貨を製し並に世に行はしめらる金貨の文を開基勝寶と  
いひ銀貨の十個に當らしめ銀貨の文を太平元寶といひ新銅錢の十個に當らしめ  
銅錢の文を萬年通寶といひ舊錢十個に當らしむ然れとも當時金銀の如き貴重な  
貨幣の果して世の需用に適せしや否や甚た疑はしく隨て其流通の盛ならざり  
しは蓋し想像し得へきところなり去れば稱徳天皇の朝以降天正年間に至るまで  
嘗て金銀貨を製せしを聞かず天平神護元年専ら銅錢を鑄りて前の新錢と共に世  
に行はしめらる其文を神功開寶といひしとそ  
平安朝より王朝の末に至る専ら銅錢を用ゐたり桓武延暦の初鑄錢司を罷め同九

年に至り再び鑄錢司を置き同十五年銅錢を鑄造し文を隆平永寶と云ふ新錢一を以て舊錢十に當て新舊并用せしめらる當時錢貨の貯藏盛に行はれしものと見え此天皇の御宇に至り諸國吏民の錢を貯ることを禁し給ひき嵯峨天皇の朝鑄錢司を廢し長門國司を改めて鑄錢使となし長官以下の官を定め更に銅錢を鑄る文を富壽神寶と云ふ當時鑄錢每歲五千六百七十貫を以て定額とす淳和天皇の朝一萬一千貫を定額とし鑄錢司を周防に移さる仁明天皇承和二年錢貨漸く賤きを以て新に銅錢を鑄る文を承和昌寶と云ふ新錢一を以て舊錢の十に當て并用せしめらる又祥瑞の故を以て嘉祥元年銅錢を鑄る文を長年大寶といふ新錢一を以て舊錢の十に當て新舊并用せしめらる清和天皇貞觀元年錢貨稍賤きを以て銅錢を鑄る文を饒益神寶と云ふ新錢一を以て舊錢の十に當て并用せしめらる同七年京畿及近江國賣買の輩惡錢を擇ひ弃ることを禁せらる同十二年交易上弊多きを以て銅錢を鑄る文を貞觀永寶と云ふ新錢の一を以て舊錢の十に當て并用せしめらる宇多天皇寛平元年銅錢を鑄る文を寛平大寶といふ又醍醐天皇延喜七年銅錢を鑄る文を延喜通寶といふ新錢の一を以て舊錢の十に當て新舊并行せしめらる當時鑄

錢年料の銅鉛は備中長門豐前等の國をして毎年鑄錢司に送らしむ備中銅八百斤長門銅二千五百十六斤餘鉛一千五百十六斤豐前銅二千五百十六斤鉛一千四百斤にして其採稻每斤三束九把餘を以て給せらる三善清行上疏して曰く天下人民三分の二は皆秃首者なり是皆家に妻子を蓄へ腥膻を啖ふ形は沙門心は屠兒其甚しきに至ては群盜をなし窃に錢貨を鑄ると當時惡僧の輩にて錢貨を私鑄せしものありしなるへし村上天皇天德二年銅錢を鑄る文を乾元大寶と云ふ竝に鉛錢をも鑄らしめる是より天正年中に至るまで凡六百年間鑄錢の有無定かならずこの間大抵本邦の古錢竝に支那輸入の錢を用ひしなり支那錢を多く用ひしことは高倉天皇治承三年明法博士藤原基廣か近時民間恣に宋國錢を用ひるは理に於て私鑄錢を用ひると異なる所なしとて大に論したるにて知るへし鎌倉幕府時代に於ては終に鑄錢をなさず専ら宋錢を用ひ舊錢と並用せしむ後鳥羽天皇建久四年宋錢を停止せしめらる是れ寛平延喜乾元等の舊錢次第に磨損して通用上宋錢との差異を生せしによれり龜山天皇弘長三年切錢を用ひるとを停止せらる切錢は猶破錢といふか如く輪廓缺損したるもの或は文字の不明になり

たるものを云ふ此時代に至りても尙布を以て錢に准し諸物の直を定め之を准布と號して用ゐしかは後堀河天皇嘉祿二年准布を禁し専ら銅錢を用ゐしむ又同年切錢を用ゐるとを禁す然るに當時鑄錢のことなく通貨の不足を感せしかは後宇多天皇建治二年北條時宗商沽を宋に遣し金を齎して銅錢に易へさしむ後醍醐天皇建武の初銅錢を鑄る之を乾坤通寶といふ又始て楮幣を作り銅楮并に行はしめらる去れと乾坤通寶は今世に傳りしものなく後世其形を知らされは或は實際鑄造せず唯計畫せられしのみにはあらざるか此時代錢何疋と云ふ名稱起れり即錢一貫を百疋といふ米七十五石代八千疋といふか如し

足利氏も亦鎌倉氏の如く外國の錢貨を仰きて國用をなせり即應永五年明より六百貫文を得永享三年高麗より千貫を得同六年明より三十萬貫を得たり或者曰ふ應永年中外國の錢貨のみにては尙國用に不足を生せしかは義持錢奉行に命じて永樂錢を鑄足せしむと義政の如きは寛正五年文明七年同十年同十五年の四度まで明主に銅錢を仰けり是より先き明の永樂錢大に我邦に輸入し來り永高永勘定なといふ事さへ聞え初めたり關東は天文の頃より諸民永樂錢に鑑錢を混して同

價に用ゐしかは市町にて彼惡錢を選ひ論し鬪諍止まさりければ天文十九年北條氏康領内一般に永樂錢を用ゐ他錢を用ゐるとを禁せり其後甲州に於ても亦錢南京とて永樂錢大に流行せしかは鑑錢漸く京畿の方に上り關東には永樂錢のみ留れり此時より鑑錢を京錢と稱へしと云ふ

銅錢を以て唯一の通貨となせしは天正中まで持續せり天正の初織田信長始めて十兩大判金を製す同十五年豊臣秀吉銀銅錢を鑄る文を天正通寶といふ同十六年大判金小判金を製し後藤光次をして墨書墨印せしむ大判に天正大判金菱大判金大閤大判金大佛大判金あり然れとも是等判金は重に賞賜贈與の用に供しまつた世上に流通せさりしもの、如し又壽永判永字判上字金雁金の古制ありしも今何世に製したるやを知らず其他天正十三年金賦と稱し金五千枚銀三萬枚を大小名に與ふとあれとも其如何なるものなりしを明にせず文祿元年銀銅錢を鑄る文を文祿通寶といふ徳川氏も亦文祿年中駿河銀判銀五兩判五兩金判等を製造し其後後藤光次をして武藏墨判小判金駿河墨判小判金等を製造せしむ慶長四年始て壹步判金を製造す壹步判金に大阪壹步金雛丸桐壹步判金圓壹步判金等あり又半兩判

金太閤貳分判金ありと雖も其製造の年月を知らず此他甲州金と稱するものあり其始詳ならずと雖も武田氏の時のものを古金と稱し碁石金板金太鼓金細字金延金細目金の名ありて松木野中志村山下の四家にて製造せり又前田家も天正年中能登寶達山の金坑を得豊太閤に請ふて後藤家の一族後藤用介を聘し大判小判を製す牛舌大判金天正梅輪内大判金加賀小判金梅輪内小判金同小判銀井筒小判銀小菱判銀この他花降銀數種あり所謂朱封極印銀と稱するものは是なり是に於て我邦の貨幣は村上天皇の天徳以來凡六百年間銅錢を以て唯一の形態となせしか終に金銀貨を見るに至りしなり然れとも金銀貨幣の制の確立するに至りしは實に徳川氏慶長六年にありとす

銅錢を以て唯一の貨幣となせし時代に於ては金銀は唯地金として重量を以て銅錢に交換せられしに過ぎさりき而して價格の單位は上世は明ならされとも足利氏の時代に於ては文即匁を以て單位とし計算法は十進法により銅錢一個を一文とし百個を百文千個を一貫文と算し文以下は一文の十分一を分とし更に其十分一を厘となせり而して砂金若くは金塊の如きは兩を以て算し往古四匁八分を以

て一兩とせしも足利氏の未改めて四匁三分を以て一兩と算せりと云ふ

徳川家康江戸に幕府を置き天下の政權を掌握するに及び慶長六年始て銀座を置き太閤の制を改め後藤四郎兵衛に命して大判小判を作らしめ大判には墨書墨判せしめ小判には刻印を施さしめたり又銀位を定めて丁銀の通用を命す皆大黒屋常是の極印を用ゐらる尋て慶長十一年金貨の改造を行ひ大判小判の二種を作り大判を十兩小判を一兩とせり又新に銅錢及び銀錠(板銀)を造り銅錢の文を慶長通寶とし銀錠は十兩(四十八匁)を以て一枚の量目とし金一兩に相當せしめたり後世慶長金銀と稱するは即ち此大小判金并に銀錠を指すものとす而して慶長金銀の品位は大判小判は純金八十五に純銀十五を混し銀錠は純銀八十五に銅十五を混したるものにして金銀の法定比價は金一に對し銀十強なりき慶長十三年永樂錢の通用を停止す然れとも實際其效を奏せず永錢依然として流通し尙錢貨を撰ぶものありしかは秀忠元和二年惡錢定の外撰ぶ者には其面に火印すへき旨を令し同三年銀銅錢を鑄る文を元和通寶と云ふ家光も亦寛永十三年永井利勝に命し近江坂本竝に江戸に於て大に銅錢を鑄る文を寶永通寶と云ふ(此寛永通寶は寛永十三年以降明和年間に至る迄凡百三



十年の間年々鑄造せられしも其額を詳にせず然れども安政年中幕府の(永樂錢通用の禁を解き計算に據れば其數二十一億千四百二十四萬六千二百八十三枚とあり)共に並用行使せしむ同十六年幕府は鎖國令を布き唐及和蘭二國若干艘の船舶を除く外一切外國船舶の來往通商を禁し又邦人の大船製造及外國通商を禁す家網の時寛文八年銅錢缺乏し世上其不便に苦みしかは松平信綱の建議を容れ京都大佛銅像を毀ち寛永通寶を鑄る背面に文の字あるを以て俗に之を文錢と云ふ是に於て我邦流通の貨幣は金銀銅の三種あり何れも無限法貨として通用しければ當時我邦の幣制は實に重複法貨の制なりしなり而して三貨の法定比價は金一兩(四匁三分)は銀十兩(四十八匁)若くは銅錢四貫文四千個に當るものと規定せられたり(永樂は初め一貫文を以て金一兩に換る制なりしか後寛永通寶と同價となれり)然れども金銀銅の市價は終に其法定比價と隔離せざるを得ず大阪を始め中國九州の各地方に於ては専ら銀錠を用る之に對して金銅二貨の相場を立て江戸及關東の各地方にては主として金貨を用る金貨を標準として銀銅の相場を定めたり後小判一兩に付銀六十匁替との公定價格を設けしも素より金銀の比價を律すると能はざりき是に於て官民の計算上何れも金銀銅別々の計算を要し其混雜實に

甚しかりしなり

是より先き我邦金銀貨の銅錢に對する法定比價は西洋諸國の制に比し頗る低廉にして特に小判壹歩判の法價非常に低かりしかは慶長以降貴金屬の海外に流出するもの其額少からず且つ内國富豪の之を埋匿する者愈多きを加へしかは寛永の鎖國令ありしにも拘らず金銀貨の流通次第に其額を減し加之當時海内治平漸く久しく驕奢の風歲を逐て増長し上は將軍及ひ列藩侯伯より以下旗下諸藩士竝に都邑の商估等に至るまで争ふて唐及和蘭商舶の輸入せる唐物を購ひしかは元祿の初年に及んで貨幣の缺乏を感ずると頗る大なりき舊貨幣表に載する所に據れば慶長六年より元祿八年まで凡九十餘年間に發行せられし貨幣は小判金及び壹歩判金凡一千四百七十二萬七千〇五十五兩銀錠凡百二十萬貫目に下らすとあれども元祿の初我邦に於ける金銀貨の流通額は前陳の理由により其額甚大ならざりき

事情既に斯の如く當時官民共に貨幣の缺乏を感ずると大なるに際し一方に於て幕府の財政は將軍綱吉の世に至り頗る不如意の狀況に陥り國用缺乏するに至り

しを以て時の勘定吟味萩原重秀(元祿九年勘定 奉行に進む) 百方收歛の法を始むれとも及はず  
金銀貨幣を改造して之を劣悪にする外復た救済の途なかりしかは遂に元祿八年  
を以て大判小判を改造し慶長金の通用を停止し人民を促かして其所持の慶長金  
を新金に交換せしめ翌年銀錠を改造し大に其品質を貶せり世に元字金及元字銀  
と稱するもの即ち是なり元字金は其量目慶長金に均しと雖も銀銅錫鉛を雜へて  
造り品位頗る劣悪にして黄金の眞色を失ひ恰好ら餘石の如くなりしかは市人之  
を賤み屢強迫令を發して慶長金と交換を促せしも引換を請求する者至て尠く慶  
長金を藏匿する者益多く又新金を價造し爲めに磔刑に處せらるゝ者あるに至れ  
り當時製造せし所のものは金貨は大判金(十兩)小判金(一兩)及歩判金(一兩の四分一)  
の三種にして銀錠は丁銀及豆板銀の二種なり幕府は斯の如く金銀貨の改造を以  
て一時財政の急を凌ぎしか國用尙足らず愈窘迫せしかは元祿十年を以て始て二  
朱金を造り一步判金の半を以て通用せしむ金色頗る賤劣なり尋て寶永三年再び  
銀錠を改造し更に其品位を貶し以て古金と交換せしむ之を寶字銀といふ同五年  
大銅錢を鑄る文を寶永通寶といひ其一個を以て寛永通寶十文の通用を爲さしむ

所謂十文錢として知らるゝもの即是なり去れと此大銅錢は實價十文に足らず民  
間苦情多く流通上差支を生したれば翌六年終に之を停止せり

右述るか如く幕府は元祿八年を以て貨幣制度を改革し爾來盛に劣悪なる新金銀  
を製造せしを以て(元祿八年より寶永七年に至る十六年間金貨の改造凡一千〇五十二萬七千〇  
五十五兩新造元字金凡三百四十萬百六十五兩同大判金三萬千七百九十五  
枚にして銀錠の改造高は凡四十一萬五千八百五十貫目なりと云ふ)慶長金銀は或は改造せられ或は輸出せられ又或は富  
豪の爲めに藏匿せられ終に全く跡を市場に留めざるに至れり元祿寶永年間物價  
の騰貴顯著なりしは寔に偶然に非ざるなり

寶永七年徳川家宣貨幣品位の粗悪を憂ひ小判金及歩判金を改鑄し大に其量目を  
減して品位を高む去れと其實價は元字金に及はざると遠し判金の文に乾の字あ  
るを以て之を乾字金といふ家宣初め純金を以て鑄造するの意ありしか其原料の  
俄に得難きを以て元字金を鎔して雜物を去り大に其形を小にせしかは市人之を  
嫌へり(寶永七年より正徳三年に至る四年間に改造せられたる)家繼に至り正徳四年小判金  
乾字金の額は凡一千百五十一萬五千五百兩なりと云ふ)步判金丁銀豆板銀を改造し品位量目共に慶長の舊制に復す之を新金銀といふ然  
れとも其額甚大ならず未だ元乾の舊貨を引上ると能はず新舊貨幣并ひ行れたり

將軍吉宗は克く幕府の綱紀を一新し其財政を整理するに努め享保元年小判金歩判金を改造し更に其品質を高め同三年乾字金の通用を停止し同十年を以て金貨改造に着手し先づ元禄大判金の疎悪なるを以て慶長大判の位に復したり享保金即是なり(享保金の製造高は享保元年より元文元年迄二十一)然れとも優位の新金貨を以て劣位の舊金貨に引換ると素より容易の業にあらず且つ流出埋匿其他の原因により當時金の供給大に減少し之に應ずるの資に乏しかりしかは遂に已むを得ずして元文元年を以て正徳享保の良金貨を改造し享保金と元字金との中間の品位を有せる小判金及び歩判金を製造し又丁銀及豆板金を改造したり之を文字金銀と云ふ

將軍吉宗の薨後幕府の紀綱大に弛廢し財政愈窮迫し再び貨幣を改造して國用を補足する政策を採りしを以て元文の新貨は幾何もなくして改造せられ爾來文政天保安政萬延に及ぶまで益劣悪なる貨幣の發行を見改造度を重ねる毎に幣制愈紊亂するに至れり今試に元文以降重要なる更變を列舉せんに幕府は寶曆の晩年より鐵錢を鑄て銅錢と同價を以て通行せしむ世に鍋錢又は鏹錢と稱するもの是

なり始て鐵錢を鑄造せしめしは元文四年にして背面に小の字あるは江戸本所小梅にて造り足の字あるは下野足尾にて鑄たるものなり皆寛永通寶の文を書す去れと當時未だ之か通用を決行するに至らず寶曆に至り始て實行したるものなりと云ふ(鐵錢の鑄造高は元文四年より慶應三年まで百二十九年間)尋て將軍家治の時明和二年銀錠を改造して其品位を貶せり楷書を以て文の字の極印を用ゐたれば之を眞文銀と稱す同年銀粒を量目凡五匁に造り銀錠と共に通用せしむ之を五匁銀又は豆銀と呼ぶ(五匁銀の鑄造高は此年より安永元年)又本所龜井戸に於て鐵錢を鑄造す同四年銀座にて眞鍮を以て大錢を作り其一個を四文に通用せしむ文を寛永通寶といひ裏面に青海波の模様を鑄出す由て之を四文錢又は濤錢と名く(四文錢の鑄造高は元文四年より萬延四年まで九十四年間凡一億五千七百)同年水戸仙臺兩藩に允すに五年間を期し其領内に於て錢を鑄て發行するとを以て去れと忽ち江戸の錢相場に影響せしかは期限滿了に先ち差止らる安永元年幕府は長崎に於て支那人の輸入せる銀を買入れ始て二朱判銀を造る之を南鐐二朱銀と稱す其八個を以て小判一兩に當つ去れと原料續かざりし爲め永く其製造を繼續すると能はざりき(安永元年より文政七年までの製造額五百九十三萬三千皆な



保小判一步判一朱金天保大判一步銀の六種を合計して凡一千五百十五萬三千八百〇二兩にして此他古金銀の世上に存するもの古金貨凡九百五十三萬八千九百八十五兩古銀凡二百五十一萬八千五百九十七兩餘と古丁銀古豆板銀凡二十三萬七百九十五貫四百餘に居れりと云ふ嘉永六年再ひ一朱銀を造り世に行はしめしか其量目從來の一步銀の四分一に達せざりしと云ふ事情既に斯の如くなりしを以て當時我邦の幣制は大に紊亂し種々雜多の新舊貨幣行はれ其錯雜實に甚しかりしなり

以上は安政の初に於ける我邦金屬貨幣の状態なりしか當時世に行はれし通貨は單り金屬貨幣のみならず各藩の藩札亦た盛に行はれ其價格の動搖常に定なかりしかは我邦通貨の狀況は更に一層混沌たるものなり是より先き寶永年中幕府は列藩に令して金銀錢札の發行を禁し次て享保十五年其禁を弛め後寶曆五年四月向後列藩新に金札を發行するを禁し同九年重ねて各藩銀札をも發行するを禁し其金錢札は従前より通行の分も亦之を停止し天保七年列藩金錢札は勿論銀札をも願濟に非れば壇に之を封内に發行するを禁せり然れとも是等の禁戒は殆

と有名無實にして東北地方を除く外各大中藩の封内に在りては享保以降其發行する所の藩札は歳を逐て増加するも曾て減するとなく四國九州中國及加能越前越中の如きは各地各藩封内限り通行の藩札を以て唯一の通貨と爲し金銀貨は毫も行はれざるもの多きに居れり此の如く一方に於ては金銀貨幣の品位墮落し輕重混交して良貨は愈市場を去り他方に於ては錯雜の藩札各封内に行はれしかは當時我邦の通貨は實に名狀すへからざる狀況を呈せしなり而して通貨の紊亂は天保以降歳を追て愈甚しく安政に至り其極に達せり然るに此時恰も對外問題起り米露の艦隊來航し通交を求む徳川幕府太平の夢殆て破れ人心恟々物情騷然たり安政五年幕府遂に日米江戸條約を締結し尋て英佛露蘭と同様の條約亦成り翌六年より之を實施したり而して條約中彼我貨幣に關する明文の要領は實に左の如し

外國金銀貨幣は日本金銀貨と同種同量を以て其價格にて日本國內に通用せしむる事、日本國民か外國貨幣の授受に慣るゝ迄は日本政府は開港後一年間外國人民の請求により之を日本貨幣に交換すべき事、日本の金銀貨幣は海外に輸出

せらるゝも妨なき事

三

此條約たる實に不條理を極む今其要點を擧げは第一外國貨幣を内國に流通せしむるを許し互惠條約を結はさると第二彼我貨幣の品位優劣を比較するとなく漫然同種同量の通用を約したると第三幕府は一年間外國人の請求に應じ同種同量を以て而も無制限に彼我貨幣の引換を約したると是なり特に右第三の點は經濟上至大の關係を有せり當時我邦に於ける流通金銀貨の比價は元祿以來度々改造の結果始と一定せざるも保字小判及同一步判金と一步銀との比價は金一銀五一五にして之を歐米諸國に於ける金銀比價凡金一銀十五に比すれば我邦に於ける金貨は甚しく低廉に見積られたり去れば外國人の輸入せる墨西哥銀を以て品位を比較することなく單に重量を以て我一步銀に換れば墨銀百個を以て一步銀三百十一個を得べく更に之を小判其他の金貨に換れば其七十七兩三步を得るの勘定なるを以て假令之か爲め金價騰貴し其一兩は一步銀五個を値するに至るも尙ほ外國人は斯る交換を爲して鉅大の利益を營むを得たり是に於て外國人の慧眼なる競ふて多額の墨銀を輸入し日本役所に迫り一步銀と交換せんとを請求し

尙以て足れりとせず香港其他便宜の地に於て洋銀を鎔解して我一步銀を偽造し之を以て小判を購入したり日本商人も亦一步銀に對して小判を賣る時は少からざる利益を得しかは争ふて外國人と取引を爲し其結果我邦の金貨は盛に海外に流出し其勢滔々として停止する所を知らざりき此金貨の濫出は安政六年の下半年より其翌萬延元年の冬に至るまで凡一年餘繼續したり幕府は初め此情態を見て大に憂慮したれとも既に條約に日本金貨を外國に輸出するは差支なしとの明文あれは亦如何ともする能はず徒に拱手傍觀するのみ英米公使も此有様を見て痛く外商の不正を憤り且つ此事の正當なる貿易の妨害たるへきを慮り各考案を幕府に提議し以て速に金銀貨幣の制度を革め貨幣を改造すへしと勸告せしか幕府の因循なる徒に荏苒躊躇し終に斷乎たる處置に出る能はず纔に安政六年の冬を以て安政小判を造り同時に歩判金二朱判銀及丁銀をも製造せり大に其量目を減し保字小判一兩に對して安政小判一兩一步を以て通用せしめたり之を正字小判といふ又大に一步銀の品質を貶し洋銀と同質の銀を以て新に製造して發行せり世之を呼て下口銀と云ふ(下口銀の發行高は安政六年より明治元年に至る迄實に二千八百四十八萬〇九百圓なりと云ふ)而も斯る金貨

改造は實際上何等の效驗を奏せず保字小判も正字小判も相伴て濫出したる是に於て幕府は遂に外國使臣の提議を容れ萬延元年を以て在來の金貨を改造し大判金小判金歩判金二朱金及一朱金を造り小判の量目を保字小判の三分一以下に輕減せり俗に萬延豆小判と稱するもの即是なり(二歩新金及一朱金の製造高は萬延元年より〇五百七十六兩なりと云ふ)是に於て我邦金銀貨の比價は始て歐米に於ける金銀の比價と大差なきを得且つ條約に規定したる銀貨引換期限も滿了を告げしかは金貨の濫出は漸く此跡を歛むるとを得たり此金貨濫出は頗る有名なる事實にしてジエボンス氏の如きは其貨幣論中特に之を引證してグレシヤム氏法則の説明に資せり(Jevons, Money and the Mechanism of Exchange, Ch. VIII.

金貨の濫出は幕府か條約を以て品位優劣を比較するとなく單に重量を以て墨銀と一歩銀とを引換ふへいと締約したるに胚胎す去れば其引換期間滿了を告るや俄然其跡を歛めたり爾來我邦より海外に向て金貨の流出せしもの尠からすと雖も其は全く幣制の不完備と貿易上の關係とに基き自ら其原因を異にせり而して一時百枚を以て一歩銀三百一一個と交換せられたる墨銀は交換期の滿了と共に

最早何處に於ても斯る高價を唱ふると能はず市上自然の價格を以て流通せざるを得ざりき當時市上墨銀の通用價格は幕府に於て同種同量の引換を實行せし期間と雖も銀一歩乃至二歩との間を往來し重量を以て比較する時は僅に十分三四を以て通用するに過ぎず引換期限滿了後亦依然として騰貴するとなかりしかは外國人は實際上毫も條約によりて當然享有すべき利益を得る能はず引換期限内には墨銀を幕府に差出して一歩銀を受取るとを得しか其期間滿了後に於ては最早之によりて大利を博すると能はざるに至りしを以て絶へず苦情を唱へ喧々囂々公使に迫りて其匡正を請ひ以て條約上の利益を獲んとを願へり公使等亦頻りに幕府を促し終に墨銀を刻印して其流通價格を公定せしも市人之を受取るとを拒み毫も其目的を達するを得ざりしかは更に幕府に逼り到底日本政府か其通用の金銀貨幣を外國普通の制度に倣ひて改正するに非ずんば日本の外國貿易は十分なる發達を見る能はざるなり而して此改正を爲すには政府は新に造幣局を設けざる可からすと主張し爾來貨幣改造造幣局設置は幕府の屢々外國に對して誓約する所となり早晚實行せざるを得ざるととなり慶應二年五月我と英佛米蘭西

國との改稅約書第六條に之に關する明文を見るに至れり然而慶應の末年より其翌明治元年に亘り二歩金に關する有名なる紛擾起り愈幣制改革の斷行を促かし終に明治四年を以て新貨條例の發布を見たり是より先き幕府は其國用窮乏せしかは貨幣中造幣利益の最も大なる二歩金を製造して之に充てしか其品位は尙百分中約二十五の純金を含有せり然るに維新の時に至り朝廷亦均しく財政の困難を感し大阪に於て更に劣惡なる二歩金を製したり其他加州筑前藝州を始めとして諸大藩各二歩金を製して軍費に充てたり而して太政官の發行に係るものは其品位稍佳良にして約八十の純銀と二十の純金とを混したるものなりしか諸藩のものに至りては多くは眞鍮を以て造り金鍍金を施したれば茲に市上に一大混亂を惹起し賣買取引上多大の阻碍を生し二歩金の等級二十有餘種を以て數へ各時價を異にし加之政府は又頻りに紙幣を發行し諸藩發行の銀札錢札米札等と相竝て流通し其價格常に浮沈して定まらず其紛亂實に名狀すへからず明治二年政府は先づ外國人所持の賈二歩金を引換へ同時に賈金の通用を嚴禁せしかは二歩金の紛擾も漸く其跡を歛むるに至りしか此紛擾は外國公使に其會て舊幕府と契約

せる貨幣改革の實行を促すの動機を與へ英國公使パークス氏の如き頻に政府に逼て之か實行を主張せり是に於て政府は終に造幣局を大阪に新設して金銀新貨幣を製造するに決し翌三年其準備に着手し四年五月を以て新貨條例を制定し始めて歐米新式の金銀貨幣を製造したり茲に我邦の幣制は終に進て合成法貨の制度とはなれり

安政以來新貨條例の發布までの期間中發行に係る貨幣の記すべきもの右に掲げたる正字金銀ドロ銀萬延新金及維新二歩金の外尙ほ寛永通寶と稱する四文鐵錢及文久永寶と稱する銅錢あり前者は萬延元年の創製にして(明治元年迄凡一億百八十八萬九千五百一十一萬五千六百三十一枚を鑄造せりといふ)寛永寛文の寛永通寶明和の寛永通寶四文錢及天保の當百銅錢と共に汎く流通せり而して是等の諸錢は天保錢を除く外現今尙多少流通するを見るなり



## 第二節 新貨條例發布以後に於ける

## 我邦の幣制

明治四年新貨條例發布以後に於ける我邦の幣制に就て敘述せんと欲せば之を三段に分つを便とす其一は新貨條例制定の準備並に其實施其二是明治十一年全國一般一圓銀貨通用の許可と其結果たる本位貨幣の變遷其三是明治三十年金單位制の制定是なり以下順次之を説述すへし

其一、新貨條例制定の準備並に其實施、明治維新の初政府は貨幣の混亂を憂ひ幣制改革を企てしか之を實行する爲め先づ計畫せざるを得ざりしは舊貨幣通用の標準を確定すると並に新幣制の立案なりき當時世上に流通せし金屬貨幣は安政年度以降慶應年度に至る間に製造せし金銀貨輸入弗銀貨及び寛永以降鑄造せし銅錢の諸錢にして其種類を列擧すれば金貨は十兩大判一兩小判貳步判及貳朱判の四種銀貨は壹步判壹朱判銀錠丁銀豆板銀及洋銀の五種にして銅鐵の諸錢は永樂錢各種寛永通寶(銅一文錢鑄錢鐵一文錢同四文錢)天保通寶及文久永寶あり(此

外尙各藩及旗下か其各領内通用の爲めに幕府の許可を得若くは許可なくして發行したる千六百有餘種(金札銀札錢札米札永札傘札紐絲札轆轤札あり)地方によりては金銀貨は全く是等諸札の爲めに其用を奪はれ其流通額は明治新貨に換算して約二千五百萬圓の多きに達せりと云ふ去れと本章に於ては唯金屬貨幣のみに就て説述すへきを以て紙幣のとに論及せざるへし而して上記金屬貨幣の流通額は當時幕府の文献と云ひ各藩々の記録と云ひ共に缺如して之を徵するに由なしと雖も今明治八年末に於ける大藏省の調査に據るに明治二年に於ける是等貨幣の流通額は凡金貨諸種合計八千七百六十一萬餘圓(明治新貨に換算銀貨合計五千二百六十六萬餘圓)同上但洋銀を算入せず銅鐵錢合計六百三萬餘圓總計一億四千六百三十萬餘圓なりしと云ふ慶長以來安政改造まで製造せらし古金銀貨は明治初年に至りても全く存在せざりしには非ざりしか多くは藏匿せられ富豪の筐底に在り嘗て流通せず其在高は之を知ると能はず

明治元年二月二十日維新政府は新令を發し洋銀通用の標準を確定し洋銀一枚を我一步銀三枚に比當して内國一般に交用せしむ同月二十三日更に又新令を發し

て古金銀従來通用停止の禁を解き民間自由に時價を以て通用せしむ然れとも當時尙未だ古金銀及洋銀の品位比價を確定すへき分拆試験を行はす各種貨幣の流通上阻碍を感せしのみならず従來の貨幣を改造して新貨制度を立つるに當り内外貨幣の眞價を確定するの必要ありしかは同月政府は參與兼會計事務掛三岡八郎小原二兵衛の兩人に命するに貨幣改造の事を以てし翌三月久世治作を擢て、貨幣改造取調を命し貨幣分拆所を京都二條金座中に新設し治作及び村田理右衛門をして慶長以來各時代に製造せし古金銀貨及當時流通せし金銀貨を分拆すると同時に歐米各國の貨幣五十餘種を分拆して其品位量目の精粗優劣を審査せしめたり治作乃ち其分拆の結果を記し内外古今貨幣眞價比較表を調製して太政官に上呈す是に於て政府は我邦従來通用する所の金銀貨の品位量目錯雜紛亂を極め之を西洋各國普通の制に比すれば劣悪も亦太甚しく到底對峙通商上維持すべからざるを覺り閏四月十四日を以て其比較表を公示し爾後公私共に諸貨幣通用の標準を確定すると同時に愈々幣制改革を行ひ斷然畫一純正の貨幣を新造すへきとに決せり諸貨幣確定通用標準は左の如し

慶長金 <small>小判</small>	百兩 四七六匁	内金四〇一、三二六	通貨九〇五兩壹步貳朱換
武藏判	右同斷	内銀七四、七七四	
乾字金	百兩 二五〇匁	内金二一〇、〇七三	通貨四七五兩貳步換
元祿金 <small>小判</small>	百兩 四七六匁	内銀二七三、〇六三	通貨六三五兩參朱換
享保金 <small>小判</small>	百兩 四七六匁	内金四一三、〇九六	通貨九三〇兩壹步貳朱換
古文字金 <small>小判</small>	百兩 三五〇匁	内銀二二〇、〇〇〇	通貨五二八兩貳步貳朱換
眞貳步判	百兩 三五〇匁	内銀一九七、四三七	通貨四六〇兩換
文政金 <small>小判</small>	右同斷	内銀一五二、五六五	
壹朱金	百兩 六〇〇匁	内金七二、三二八	通貨二二七兩壹步參朱換
草貳步判	百兩 三五〇匁	内銀一七八、八八九	通貨四〇四兩貳步換
古貳朱金	百兩 三五〇匁	内金一〇二、六六六	通貨二六〇兩參朱換
五兩判	百兩 一八〇匁	内銀二四七、三三三	通貨二六〇兩參朱換
保字金 <small>小判</small>	百兩 三〇〇匁	内金一五二、二七六	通貨三四二兩壹步貳朱換
正字金 <small>小判</small>	百兩 二四〇匁	内銀二八二、二七六	通貨三九六兩貳步壹朱換
		内金一三六、二五八	通貨三一七兩壹步換
		内銀一二九、六七七	

安政貳步判	百兩	三〇〇匁	内金 五八、六六六 銀 二四、三三三	通貨一六一兩參朱換
元祿大判	一枚	四四匁一分	内金 二六、六一五 銀 一六、二四五	通貨六一兩壹步參朱換
享保大判	一枚	四四匁一分	内金 三、四、六 銀 七、九	通貨七八兩壹步換
慶長大判	右同斷			
新大判	一枚	三〇匁	内金 一一、 銀 一六、	通貨二六兩貳步壹朱換
寛永濤錢	但當通用十二文代り二十四文			天保一枚に付四枚換
同 銅錢	但當通用六文代り十二文			天保一枚に付八枚換
文久銅錢	但當通用八文代り十六文			天保一枚に付六枚換
天保錢	是迄の通り百文を以て通用			

政府既に幣制改革の議を決するや歐米の幣制を斟酌し直ちに新幣制案を立て明治二年十一月を以て之に關する要款を締盟各國公使及領事に通告し後英人ウイリヤムキンドルを聘して造幣工業首長に任し其意見を採用し明治三年十月始めて新式の貨幣を試造せり是より先き明治二年二月始めて太政官に造幣局を設置し香港に在る英國造幣機械を購入し地を大阪川崎村に選み造幣所建築を爲せしか

誤て火を失し造幣機械大半烏有に歸せしかは更に英國より新機械を購入し造幣廠を再築したり上記新貨の試造は即ち此機械を以てせしものなり  
新貨の試造は頗る良結果なりしを以て三年十一月太政官の裁可を經新貨幣品位及び重量表を發布し翌年二月を以て新貨製造實行の期と爲せり而して新幣制は圓を以て價格の單位とし十進法を以て計算し一圓銀貨を以て本位貨幣とし之に四種の補助銀貨三種の補助金貨及び三種の補助銅貨を加へたるものにして其種類品位及量目は實に左の如くなりき

本位壹圓銀貨	品位銀九銅一	量目	四一六グレイン
補助五拾錢銀貨	同 銀八銅二	同	二〇八グレイン
同 貳拾錢銀貨	同 同	同	八三グレイン
同 拾錢銀貨	同 同	同	四一グレイン六
同 五錢銀貨	同 同	同	二〇グレイン八
同 拾圓金貨	同 金九銅一	同	二四八グレイン
同 五圓金貨	同 同	同	一二四グレイン

同 貳圓半金貨	同 同	同 六二グレイン
同 壹錢銅貨	同 同	同 一一〇グレイン
同 半錢銅貨	同 同	同 五五グレイン
同 壹厘銅貨	同 同	同 一四グレイン

然るに新貨製造實行の期到るに先ち銀貨本位を以て不可なりとし金貨本位に變更すへしと唱主する者輩出し一旦確定したる新貨制度も漸く更革せられんとするの有様を呈し廟議未だ決せず時に大藏少輔伊藤博文財政講究の爲め命を奉して米國に在り歐米近世幣制の實況を察し金本位の説方さに熾に行はれ將來萬國を通じて金本位の潮勢に順はざるを得ざるの姿あるを見て遙かに本位更革の意見を具して之を大藏卿に寄せ以て金貨本位制を立てんとを勸告せり是に於て朝議直ちに一決し大藏卿は終に伊藏少輔の意見を採用し四年四月を以て曩に一旦議決せし所の銀本位の制を改めて金本位の制となすべきの議を太政官に稟申して其允可を得翌五月十日を以て新貨條例なるものを發布せり新貨條例は九百位の金貨(二十圓十圓五圓二圓及一圓の五種にし)を以て本位貨幣とし銀貨(十錢及五十錢の五種にし)を以て五錢以下八百位全量は一圓貨(二六ヶ)及び銅貨(一錢半錢及一錢の三種あり)を補助貨幣と爲したるものなれとも一時貿易上の利便を謀り前議壹圓銀貨を自由造幣を以て發行し開港場を限り墨西哥弗と共に無制限通行を許したるものなり今同條例の一部たる貨幣例目及び新貨幣通用制限を掲載すれば左の如し

貨幣例目

- 一 貨幣の稱呼は圓を以て起票とし其多寡を論せず都て圓の原稱に數字を加へて之を計算すへし但し壹圓以下は錢(壹圓の百分一)と厘(壹錢の十分一)とを以て小數の計算に用ふへし
- 一 算則は都て十進一位の法を用ひ壹厘十を合して壹錢とし壹錢拾を併せて拾錢といひ拾錢拾(即ち百錢)を以て壹圓とす壹圓より上十百萬に至るといふとも皆な十數を合して一位を進む其他半錢五錢五拾錢五圓の如きは十數を半割し貳拾錢貳圓貳拾圓の如きも亦一十の數を倍するまでにして固より軌範の外に出でず
- 一 厘より以下は別に鑄造の貨幣なしと雖も若し計算を要すれば毛絲忽微纖

を以て微少の數を算すへし又萬より以上は十萬百萬千萬に至り千萬十即ち萬々を以て一億とし大數の計算を爲すへし

一 製貨中金銀純分の割合及其量目は都て眞形模寫の下に表出するといへとも鎔和鑄造の際僅少の差あるを免かれず故に今各種の貨幣に就て其已を得ずして生ずる量目並品位の公差を表出して以て毛絲の微細を辨折す

(量目公差表。 ガラム、グレイソン及日本量目比較表。 英米佛三國貨幣及日本貨幣比較表。 新貨幣品位量目表略之)

#### 新貨幣通用制限

本位金貨幣(即貳拾圓、拾圓、五圓、貳圓、壹圓)の中壹圓金を以て原貨と定め各種とも何れの拂方にも之を用ひ其高に制限あることなし

本位とは貨幣の主本にして他の準據となるものなり故に通用の際に制限を立るを要せず尤も壹圓金を以て本位中の原貨と定むるとは就中壹圓金を以て本位の基本を定め他の四種の金貨も都て標準を壹圓金に取ればなり

定位の銀貨幣(即五拾錢、貳拾錢、拾錢、五錢)は都て補助の貨品にして其一種又は數種を併せ用ふ

るとも一口の拂方に拾圓の高を限るへし

定位の銅貨(即壹錢、半錢)は都て一口の拂方に壹圓の高を限り用ふへし

定位とは本位貨幣の補助にして制度によりて其價位を定めて融通を資くるものなり故に通用の際これか制限を設けて交通の定規とす

各開港場貿易便利の爲め當分の内中外人民の望に應し壹圓の銀貨を鑄造し之を貿易銀と爲して通商の流通を資くへし

此壹圓銀は全く各開港場輸出入物品其他外國人より納むる諸税及日本人外國人と通商の取引に用ふるのみにして内地の諸税納方等公なる拂方に用ふ可からざるは勿論其他一般の通用を得ざるへし去とも私の取引に付相對の示談を以て受取渡致す分は何れの地にても勝手たるへし

各開港場諸税受取方に付壹圓銀と本位金貨との價格比較は當分銀貨百圓に付本位金貨百〇壹圓の割合たるへし

右通用制限は元來貨幣に原本と補助との別ある所以の理に基きて制定せしものなれば人々取引の節右の制限に照準しもしこれに越れば誰にても請取渡を

拒むの道理あるへじされとも私の取引に付便宜のため對談を以て請取渡し候儀は全く相互の都合に従ふ等なれば右制限に不拘勝手次第に交通いたし不苦候事

明治四年辛未五月

大藏省

上掲新貨條例と同時に造幣規則布告せられ其第九條第十條及び第十二條に造幣料及磨損貨幣引換手数料に關する規定あり即ち造幣料は本位金貨百分一圓銀貨百分二にして磨損貨幣引換手数料は金貨千分五圓銀千分十と定められたり新貨條例既に發布せられ之か實施を見し以上は從來流通せし種々の金銀貨は當然處分せられざるを得ず然れとも當初新貨の流通未だ普からず加ふるに人民新貨に慣れず舊貨を用ゆるとを好み引換を請求する者尠なかりしかは舊金銀貨通用の停止は俄に決行すへからず明治四年以降數回の布告を見二十有餘年を経て漸く之を全廢するを得たり即ち政府は舊金銀貨引上の方策として明治四年十二月大藏少輔伊藤博文の建議を採用し古金銀を差出す者に對して有期預證券を發行して交付し所定の期限に新貨を製造して引換るの制を創め以て古金銀の引

上に着手せり此古金銀預證券は四年十二月十日より六年五月二十八日まで發行せられしか當初人民充分に其意味を解せず之か發行を請求する者至て少なく五年十二月までに預證券の發行せられしもの僅に五百萬圓に過ぎざりしを以て政府は三井組横濱爲換會社及び東洋銀行等に命じて舊貨の買收を爲さしめ其代金として預證券を交附するの法を採り漸く多額の舊貨を引上げ以て新貨に改造するとを得たり既にして明治七年九月五日に至り政府は始て舊金銀貨の通用停止令を發し八年十二月を限り新貨と交換すべく同期まで海關税を除くの外租税其他一般の公用に舊貨を用ゆるとを許せり然れとも同期に至り尙ほ通用停止を實行すると能はざりしを以て其期限を延し其後九年十二月十年十月十一年十二月十二年十二月の各布告を以て更に之を延期し二十二年七月三十一日大藏省令第九號を以て終に國庫收入の外舊金銀貨の用を廢止し三十二年八月八日同省令第三十九號を以て始て舊金銀貨の通用を全廢するを得たり以上は舊金銀貨の處分に就て述へしものなるか舊銅錢の處分は金銀貨の如くなる能はず其の一部は現今尙流通しつゝあり明治四年新貨條例發布せられ銅貨の

新造始て定めりと雖も當時金銀新貨の製造方さに急要にして未だ銅貨を製造發行するに違あらざりしを以て政府は同年十二月十九日布告を發して舊銅錢四種各其新貨に對する比較價格を律定して新貨と共に竝行通用せしめたり而して其比較價格は天保通寶を八厘に濤錢(寛永通寶)を貳厘に文久永寶を一厘五毛に小寛永通寶を一厘に當てたるものにして此價格は爾來變更せらるゝとなかりき然れども是れ一時の權宜に出てしものなるを以て爾來新銅貨の發行と共に漸次之か處分を要するに至り天保通寶の如きは明治二十四年十二月三十一日限り通用を禁止し二十九年十二月三十一日限り其交換を結了し濤錢及文久永寶は其通用禁止を布告せずと雖も明治十年以降漸次之を鑄潰し其現存せるもの甚た少額なり壹厘錢に在りては之に代るべき恰好の新銅貨なかりしを以て(新壹厘銅貨は矮小に失し不便なるを以て多く發行せず)唯一の補助小貨として好遇せられ以て今に至れり去れと一時其流通額過多なるの状況なりしを以て明治二十年以來之を海外殊に支那に輸出せると數十回に及びり現今支那に於ける銅錢中我寛永通寶を見るもの即是なり

新貨條例實施後明治十一年壹圓銀貨一般通用の布告までに我邦幣制上に於ける變化を擧れば明治六年八月二十九日第三百〇八號布告を以て新に貳錢銅貨を創造し明治八年二月二十八日第三十五號布告を以て墨西哥銀驅逐の目的を以て壹圓銀を貿易銀と改稱し其量目從來四百十六グレインなりしを増して四百二十グレインとなし同年四月二十日を以て造幣規則を改正し貿易銀の造幣料を減して百分の一半とし九年三月四日第二十七號布告を以て貿易銀と本位金貨との價格比較を改正して銀貨百枚に付本位金貨百圓の割合とせし等其重なるものなり其二、明治十一年後に於ける本位貨幣の變遷、明治四年の制定に係る新貨條例は金貨を以て本位貨幣とし銀貨及銅貨を補助貨幣としたるものにして唯一時貿易上の便宜を圖り一圓銀貨の自由造幣を許し開港場を限り無制限の支拂に用ゆることを得せしめしに止まるを以て當時我邦の幣制は純然たる金單本位制と云ふも不可なく唯開港場に於てのみ金銀兩本位の觀を呈したるが新貨條例制定以來外債の償還(明治三年鐵道建設の爲め英國より借入たる百萬磅及同六年秩祿處分の爲め同國より借入たる二百四十萬磅の償還)下關償金の支拂船舶機械等の購

入雇外國人俸給の支拂等の爲め比年金貨の海外に流出するもの夥しく其勢滔々として停まず明治四年より同十年に至る金貨幣發行額は五千一百七十九萬八千五百九十六圓なりしも同十年に於ける流通額は僅に二千五百七十四萬八百六十二圓に過ぎず金貨の缺乏は到底永く金貨本位を維持することを許さざりき加之當時世界金銀の比價は大に動搖し殊に明治六年以降歐米市場に於ける銀の下落頗る劇しく其比例金一に對する銀十六より累轉して十九乃至二十に下り之か爲め人氣の攪亂甚しく其影響を東洋諸國に及ぼし洋銀相場の激變は我外國貿易をして愈々投機的ならしめ且つ洋銀の空相場なるものを生じ其弊害寔に尠なしとせず明治八年政府は之を救治せんか爲め壹圓銀貨の量目を増加し其造幣料を減し且つ銀貨と本位金貨との交換比例を改正せしも及はず終に已むを得ずして明治十一年五月二十七日を以て自今貿易銀の全國一般通用を許し租稅其他公私の取引上總て其支拂高に制限なく之を授受すべきとなし同年十一月二十六日第三十五號布告を以て增量貿易銀の製造を停め更に四百十六グレインの一圓銀の舊制に復し翌十二年九月十二日第五十三號布告を以て洋銀と一圓銀との並價通用

を允し同十一月一日第四十一號布告を以て再び内國租稅を始として公私一般の取引上に無制限に通用せらるべき旨を令達せり是に於て一圓銀は實際に於て本位貨幣の資格を具へ我邦の幣制は終に金銀兩本位制に變遷せり而して金銀の法定比價は金一に對する銀十六・一七なり

斯の如く壹圓銀貨は法律上金貨と同じく本位貨幣の資格を具備するに至り我邦の幣制は金銀兩本位制に化したれば若し金銀兩貨とも爾來市場に並ひ行はれたらんには必ずや金銀市價變動の爲め惡貨たる銀貨は直ちに良貨たる金貨を驅逐し我邦の幣制は久しからずして銀貨單本位の制とならざるを得ず是れグレンジャー氏法則の然らしむる所なり然れども當時我邦に於ては西南戰爭の餘殃として不換紙幣大に濫發せられ銀貨よりも一層劣惡なる紙幣行はれしかは硬貨は金銀の別なく齊しく紙幣の驅逐する所となり一時全く市場に其跡を斂め明治十五年日本銀行の設立を見十七年兌換銀行券條例發布せられ十九年に至り從來の不換紙幣の正貨を以て兌換せらるゝととなりしまで純然たる銀貨單本位制は實現せざりき



紙幣に關する事項を敘述するは本篇の目的にあらず且つ其大要は既に本論(第十章第六節)に記載せし所なりと雖も當時我邦幣制變遷の事跡を明にせんには之に論及せざるを得ざるか故に重複を顧みず以下少しく之に就て述ぶへし

抑も明治政府の紙幣を發行せしは明治元年を以て初とし當時創業に屬し加ふる兵馬倥傯の際に中り國帑空乏財政困難を極めたるより一時應急の手段として行ひしものにして其當初の發行に係るものは太政官札なりしか其後種々の事情に依り民部省札(二年九月)大藏省兌換證券(四年十月以降)及開拓使兌換證券(五年一月)の三種を加へ次て新紙幣及改造紙幣の二種を發行せり是より先き明治二年五月布告を發し明治五年を限り一切の太政官札を正貨に兌換すへき旨公布せしか四年十二月の布告により其交換は新紙幣を以てするとなし更に明治八年一月以來數回の布告により太政官札民部省札及大藏省開拓使兌換證券を新紙幣と引換るととなせしかは爾來政府紙幣は純然たる不換紙幣となれり明治五年の國立銀行條例は同條例を遵奉して設立せる銀行をして政府紙幣を出さしめ引換に金札引換公債證書を與へ其證書を擔保として銀行紙幣を發行し正貨を準備して兌換

に應せしめ以て政府紙幣を銷却するの企圖なりしも其目的を達せず同九年其條例を改正し正貨兌換の制を廢し通貨兌換の制となせり隨て銀行紙幣も亦政府發行の不換紙幣に兌換せらるへき不換紙幣となれり政府紙幣及銀行紙幣とも右の如く明治四年乃至九年の間に於て其性質を一變し甚た危險の傾向を呈せしにも拘らず明治九年に至るまでは其流通額尙ほ過多ならざりしを以て幸に不換紙幣固有の弊害を現出するに至らざりしも明治十年西南の變に際し臨時莫大の費用を要せしを以て此年十二月を以て紙幣貳千七百萬圓を増發し其費用に充て尙ほ國庫の都合に依り續々豫備紙幣を發行せしより同年以後紙幣の流通額頗る増加し同十一年の初に至り其極に達せり加之明治九年國立銀行條例改正以來同銀行の設立日を逐て其數を加へ隨て紙幣の發行額大に増加し遂に不換紙幣濫發の勢を馴致せり此の如く不換紙幣の發行夥多なりしを以て明治十一年の初より紙幣の價は漸次下落し同年末には銀貨壹圓に付壹圓貳拾壹錢以上となり終に明治十四年四月には平均壹圓七十九錢五厘に上るに至れり

不換紙幣濫發の結果は物價の騰貴となり正貨の流出となり一定の收入を以て衣

食する者は皆非常の困難に陥り之に反して農家は米穀及地價の騰貴に依り奢侈風を爲し復た往時の勤儉の美風を留めず又商業家は物價變動の甚さに眩惑し皆投機にのみ汲々とし敢て復た正業を顧みず殊に巨額の資本を要する大規模工業の如きは金利昂騰せし爲め敢て起業を企つるものなし是即ち明治十一二年頃に於ける或經濟社會の状況にして外面浮虚の購買力を増進し物價騰貴の結果は外見上商工業繁榮の觀をなすも一朝潰崩の機熟するに至れば其患害の及ぶ所實に測るへからず是に於て之か救済策を講ずる者漸く輩出し紙幣に關する處分は世上の一大問題となれり然れども明治十一二年の交に於ては未だ紙幣増發の弊害を覺知する者少なく紙幣の價は下落せるに非ず唯銀貨の騰貴に基くものとなし専ら之か騰貴を抑制するの政策を講し或は銀貨の騰貴を以て民間洋銀の空相場の致す所なりとし新に公許の洋銀取引所を起し又株式取引所に金銀貨の取引を許し組織的市場に於て其相場を立て以て其弊を矯めんとし或は紙幣の下落は金銀貨の蓄藏に因すと思惟し之か流通の路を開き以て紙幣の價格を回復せしめんか爲め正金銀行の設立を主張したり政府は一々是等の議を採容し百方救済の方

策を盡せしと雖も素より原因結果を轉倒せし議にして其效を奏すへくもあらず銀貨の騰貴は終に之を抑制すると能はず已にして洋銀の取引は種々の弊害を醸出し横濱正金銀行亦非常の厄運に遭遇し莫大の損失を被り一時殆ど鎖店に瀕するの悲疆に陥れり是に於て政府は漸く紙幣銷却の根治法を施さる可からざるの必要を認め明治十三年九月酒造稅則を改正し其稅率を二倍とし其增加收入を以て紙幣銷却の元資に充て又同年十一月地方稅の範圍を擴め國庫の負擔を減し同時に痛く各省の經費に節減を行ひ其餘剩を以て亦紙幣銷却の元資を増加するの方針を定め又從來工業獎勵の爲め設けし官設工場は漸次之を拂下るとし準備金の貸付事務を廢止し一意紙幣の整理に着手せり然れども紙幣の下落は滔々として尙ほ歇まず明治十四年四月には其極點に達し銀貨壹圓に付平均壹圓七拾九錢五厘となれり是時に當り或は外債を起して紙幣銷却を斷行せんとの議をなす者ありしも其説行はれず明治十四年十月松方正義大藏卿に任せらるゝに及び終に一の計畫を立て一方に於ては紙幣を銷却し同時に他方に於ては正貨を蓄積して紙幣價格の回復と共に兌換を實施するの策を採れり而して松方正義大藏卿は紙

幣の整理をなすには先づ兌換券發行の特權を有する中央銀行を設立し以て全國の金融を便にし國庫の出納を簡易にし諸外國との爲替の取引及金銀輸出入を圓滑にする機關に充つるの得策なるを認め明治十五年三月一日を以て其建議を提出し同年十月を以て日本銀行の創立を見たり而して政府は明治十五年以來新に諸税を起し或は從來の税則を改正し以て紙幣の銷却及び正貨の買入を爲し其他種々の方策を施し汲々として正貨吸収に努めたり其結果明治十八年末には正貨の蓄積は四千二百二十六萬餘圓の巨額に上れり是より先き準備正貨漸次増加し紙幣漸く減少するに隨ひ紙幣は大に其價を回復し銀紙の差殆ど之なきに至れるを以て松方大藏卿は先づ紙幣兌換の準備として日本銀行をして試に兌換銀行券を發行せしめんとを建議し政府は之を容れ明治十七年五月兌換銀行條例を制定し日本銀行は翌十八年五月を以て始めて兌換銀行券を發行するに至れり而して國立銀行紙幣の整理に付き松方大藏卿は國立銀行條例を改正するの必要を認め政府に建議し十六年五月其改正を行ひ國立銀行の存立時期を定め其紙幣は合同銷却法によりて日本銀行をして之か銷却の事務を掌らしめ以て日本銀行の兌換券

發行權の獨占を確定せり斯の如くにして銀行紙幣も亦其銷却を實行するを得るに至れり右の如く政府が銳意紙幣の整理を圖りたる結果明治二十一年に至り紙幣の流通額は大に減少せしを以て松方大藏大臣は兌換銀行條例を改正して我邦幣制の基礎を確立するの時機到れりとし日本銀行の兌換券發行額を擴張し且つ其發行制度を鞏固にし發行高の幾分を政府に借上げ以て政府紙幣を銷却せんとの議を建て閣議之を容れ同年八月勅令を以て兌換銀行券條例の改正を見二十三年三月に至り政府は愈政府紙幣の通用を廢止するの目的を以て準備金千萬圓を以て交換基金とし紙幣交換基金特別會計法を定め又同年五月日本銀行兌換銀行券保證準備發行額を擴張し二千二百萬圓を限り無利子を以て政府に貸上げしめ以て上掲交換基金に組入れたる此の如くにして政府紙幣並に銀行紙幣は共に日本銀行兌換銀行券を以て代へらるゝことゝなれり而して右銀貨兌換を實施したる結果我邦の幣制は茲に事實上純然たる銀貨本位制となり明治三十年幣制の改革せらるゝに至るまで此制度を維持したり

明治十一年幣制變更以來明治三十年幣制改革に至るまでの時期に於て我邦幣制

中上述せし以外の變化を擧れば金銀貨造幣料の改正及び補助貨一部の更改是なり造幣料の改正は明治十六年五月第十五號布達造幣規則を以て金貨千分七銀貨千分十と改正せられ補助貨の更改は舊銅錢の處分五錢銀貨竝に二錢銅貨の回收及び白銅貨の新造にして明治二十一年政府は造幣局長遠藤謹助の建議を採用し同年十一月六日勅令第七十四號を以て貨幣條例に五錢白銅貨の一項を追加し之を製造發行して從來の五錢銀貨二錢銅貨及び舊錢文久永寶天保通寶に代用せしめんとを期せり而して五錢銀貨及二錢銅貨は爾來之を發行せず從來通行のものは漸次之を引上るとし舊錢は鑄潰若くは引換の處分を爲せしと前に述べしか如し蓋し五錢銀貨は微細に失し二錢銅貨は大に過ぎ又天保文久の舊錢は或は重く或は計算に便ならず何れも恰好の補助貨に非ず之に反して白銅貨は最も便利なる補助貨を爲すを以て此改正は我邦幣制上の一進歩なりと謂はざるを得ず

其三、明治三十年の幣制改革、明治十九年紙幣整理のこと漸く其功を奏してより我邦は始て不換紙幣の害惡を排除し整然たる貨幣制度の利益を享有するを得

るに至り其結果金利は次第に低落し商工業は漸く振興の運に向ひ外國貿易も年々其額を増加し財政經濟の狀況は大に其面目を更むるに至れり然れとも紙幣の整理と雖も素より金銀兩本位制の當然受くべき結果を如何ともすると能はず我邦の幣制はグレシャム氏法則の作用により早く既に銀單本位制と化し爾來世界銀價の變動は直接に我經濟財政に其影響を及ぼせり

世界銀價の大勢は明治六年(一八七三年)以前に在りては金銀比價殆と一定し大金一に付銀十五半内外の比例を持続せしか明治四年(一八七一年)の頃より銀の産額著しく増加せるに際し獨逸帝國の成立するありて其幣制の統一を企て銀貨に代るに金貨を以てするを得策とし新に貨幣法を制定し本位銀貨の製造を廢止し明治六年に至り斷然金貨本位制を實施し巨額の銀を賣却し初めたるより茲に始めて銀貨下落の勢を現し爲めに金銀兩本位制の諸國は銀本位制に遷移せらるゝの危険を感じ歐米諸國は何れも競ふて金單本位制に移らんとし排銀吸金の政策を講ずるに至れり即ち明治六年に於て北米合衆國は一弗銀貨の自由造幣を罷め同時に法律を以て其發行額を制限し佛蘭西は明治七年(一八七四年)五法銀貨の自由

造幣を罷め爾來唯政府の勘定にてのみ製造し明治十一年(一八七八年)以降全く其發行を停止せり他の羅甸同盟國及露西亞亦之に倣ひ荷蘭は明治十年(一八七七年)銀貨の自由造幣を廢止せり大勢既に斯の如くなりしを以て爾來銀の下落は更に急激を加へたり

是に於て巨額に銀を所有し若くは之を産出する諸國は勢已むを得ずして人爲を以て銀價を維持せんを謀れり例へは北米合衆國は明治十一年(一八七八年)ブランド條例を制定し政府をして銀を購入して弗銀貨を製造せしめ以て銀の下落を抑制せんを企て明治二十三年(一八九〇年)に至り同條例を廢止し更にシャーマン條例を制定し一層購銀の額を擴張せしと雖も銀價下落の大勢は毫も之を緩和する能はず明治十二年(一八七九年)には平均金一に付銀十八に及びたりしか明治十八年には金一に付銀十九を超へ爾來下落の勢益甚しく明治二十四年(一八九一年)には金一に付銀二十、九二なりしか明治二十五年には金一に付銀二十三、七二明治二十六年には終に金一に付銀二十六、四九に達せり  
斯の如く銀價の下落は到底人爲を以て之を防止するを得ず其前途望を屬すると

能はざるより諸國は益々排銀吸金の政策を採り澳太利匈牙利は明治二十五年(一八九二年)に其幣制を改革して金本位制を採り翌年北米合衆國はシャーマン購銀條例を廢棄し印度は銀貨の自由造幣を停止し露西亞も亦曩に一時銀貨の自由造幣を許したりしか此年に至り之を廢止し明治二十七年(一八九四年)には波斯も銀貨の製造を止め印度は銀の輸入に五分の税を課し明治二十八年には智利明治二十九年にはコスタリカと相尋て金貨本位制に移り露國も亦金貨單本位制に移らんとせり而して明治二十七年に於て銀の下落は平均金一に付銀三十二、五六の割合に達したり

然るに明治二十八年(一八九五年)に於ては銀價稍恢復の色を呈し其平均金一に付銀三十一、六〇となり翌二十九年には更に三十、六六となれり蓋し此小康は日清戰爭の結果其償金は銀を以て支拂はるへしとの想像と北米合衆國に於て銀派か勝を制せんとするの形勢とより來りし現象にして其想像齟齬し其形勢一變するや銀は再び低落して明治三十年には平均金一に付銀三十四、三四に達し其下落の極度は金一に付銀三十九、七〇に達したるとあるに至れり

以上記述せしか如く銀價日に低落し其浮沈動搖極りなく歐米諸國争ふて金貨本位制を採るに至りし事實は銀貨本位制なる我邦に甚しき影響を及ぼさざるを得ずして爲換相場の激變は外國貿易をして殆ど適從する所なからしめ其健全なる發達を阻碍し物價の騰貴は投機を助長し政府の經費を膨張せしめ其他經濟上財政上竝に社會上に及ぼせし影響の寒心すべきもの尠なからす依然銀本位制を維持せるは到底國家の利益と相背馳するの惧あるに至れり是に於て大藏大臣渡邊國武は本邦幣制の得失を調査するの必要ありとし明治二十六年九月十二日を以て貨幣制度調査會を設置せんとを閣議に提出し閣議之を容れ同年十月十四日勅令第百十三號を以て同會規則の公布を見たり而して貨幣制度調査會の攻究審議すべき事項は第一近時金銀價格變動の原因及其一般の結果第二近時金銀價格變動の我邦經濟上に及ぼす影響第三近時金銀價格の變動は我邦現行貨幣制度を改正すべき必要あるや若し其必要ありとするときは新に採用すべき貨幣本位並其施行方法如何の三項なりき

貨幣制度調査會は大藏大臣の奏請に依り高等行政官帝國大學教授帝國議會議員

其他通貨に關し學識經驗ある者の中より選定せる會長副會長及二十名の委員を以て組織せられ前後特別委員會四十一回總會六回の審議を重ね結局銀價の下落を以て將來我邦に取り不利益と認め幣制改正の必要ありとし現制を改めて金單本位制を採用すへしとする者多數を占め明治二十八年七月三日を以て其報告書を大藏大臣に提出せり而して同報告書の要領を摘録すれば左の如し

第一、近時金銀價格變動の原因(決議)

- 一、銀生産額の増加。
- 二、銀生産費の減少。
- 三、銀生産額増加の割合に貨幣としての需要増加せざると。
- 四、銀の工藝用品として需要の減少。
- 五、需要供給の増減に依て影響を蒙る銀の總現存額は割合に少額にして年々供給の増加は割合に巨額なると。
- 六、金生産額増加の割合は銀生産額増加の割合に比し少額なると。
- 七、金の貨幣として需要の増加。
- 八、金の工藝用品として需要の増加。
- 九、金を貯藏する傾向の増進。

第二、近時金銀價格變動の一般の結果(決議)

甲、銀貨國に生ずる結果

- 一、輸出の増進。
- 二、物價の騰貴。
- 三、債務者及定額納税者の負擔輕減。
- 四、農業の好況。
- 五、商工業の發達。
- 六、租税並其他收入の増加。
- 七、労働者の需要増加。
- 八、國費の増加。
- 九、給料及勞銀を受くる者の困難。
- 十、債權者の不利。
- 十一、投機的企業の勃興。
- 十二、金貨國より輸入物品の騰貴並に輸入の減少。

乙、金貨國に生ずる結果

- 一、債權者の利益。
- 二、銀貨國より輸入物品の下落。
- 三、國費の減少。
- 四、物價の下落。
- 五、債務者及定額納税者の損失。
- 六、商工業の不振。
- 七、金利の下落。
- 八、農業者の困難。
- 九、租税並其他收入の減少。
- 十、給料及勞銀を支拂ふ者の困難。
- 十一、労働者の需要減少。
- 十二、銀貨國より貨物輸入の増加。

丙、銀貨國及金貨國に生ずる結果

- 一、銀貨國と金貨國との間に於ける商業取引に澁滯を來すと。
- 二、金貨國より銀貨國に資本の放下を減すると。

第三、近時金銀價格變動の我邦經濟上に及ぼす影響(決議)

十一、(銀貨國に生ずる結果に關する決議の一乃至十一と同斷) 十二、金貨國より輸入物品の騰貴。十三、奢侈の弊。十四、造幣局の公開は銀の輸入を誘致すること。十五、本邦と金貨國の間に於ける商業取引上澁滯を來すこと。十六、金貨國より本邦に資本の放下を減すること。

金銀價格變動の我邦經濟上に及ぼす影響に關しては右の如く決議せられしと雖も其各項の輕重利害の大小に就ては意見の分歧を免れざりき即ち甲は近時金銀價格變動の我經濟上に及ぼせる影響は大體に於て大に喜ぶべきものあり去れと銀の下落物價の騰貴は絶對的の慶事として目すべからず況や本位貨の急激なる下落をや然れとも銀は際限なく下落せざるべきを信すと主張し乙は金銀價格變動の我經濟上に及ぼせる影響は利害共に之あり一時輸出を増進し商工業を振起せしか如きは其最も利益とする所なりと雖も輸出の増加は銀の輸入を促かし通貨を膨脹し物價を騰貴せしめ終に輸入超過を來さざるを得ず労働者の困難と外國貿易の澁滯の如きは其損害の最も大なるものなりと主張せり而して此意見の

分岐は結局採決に至り甲説に決し貨幣制度調査會は比年金銀價格變動の我邦に及ぼせし影響に關し損害は小にして利益は大なりしとを認めたり

第四、近時金銀價格の變動は我邦現行貨幣制度を改正するの必要あるや否や(意見)

此點に就て採決せしに幣制改革を必要とせる者八不必要とせる者七にして幣制改正の必要ありと議決せり然れとも其理由に就ては意見の一致を缺きしを以て報告書中に各自の意見を排列せり即ち甲は金銀比價變動の我邦に生ぜし利益たるや一時的にして而も一部を利せしに過ぎず故に幣制を改正して永遠に完全鞏固なる制を立つへしと曰ひ乙は金銀比價變動の我邦に與へし利益は之を認むるに吝ならされとも依然舊制を墨守すると能はず變に臨み機に應じて處決し得べき準備を爲さざる可からすと曰ひ丙は此際世界の大部分の結果に伴ふて來るべき患害を豫防し得べき幣制を立つへしと曰ひ丁は金銀價格動搖の爲め我邦の受けし利益尠ならずと雖も其物價を騰貴せしめしより生ぜし害は甚大なり故に本位動搖の憂なき幣制を必要とすと曰へり

第五、採用すべき貨幣本位並其施行方法(意見)

本位並其施行方法に關しても亦各自意見書を報告書中に排列せり即ち本位に關しては金本位を主張せし者と金銀兩本位を主張せし者との二あり前者は六名にして二派に分れ甲は銀貨の無制限通用を許さすと曰ひ乙は現行壹圓銀貨は金貨と一定の割合を以て無制限通用を許す但し其自由造幣は止むと曰へり後者は二名にして一は各國同盟を要すとし他は之を要せずとせり施行方法に關しては三説あり甲は直に實行の準備に着手すへしと曰ひ乙は準備に止めよと曰ひ丙は時期の到るを待つへしと曰へり

右の外貨幣制度調査會の報告書中には尙ほ幣制改革を必要とせざる少數意見をも併掲せり不必要論者の理由亦各自同しからずして左の三種なりき

一、金銀價格變動の我邦經濟上に及ぼす影響は其利益の大なるを認む故に將來に於ても現制を維持するを可とす

二、金銀價格變動の我邦經濟上に及ぼす影響は其利益の大なるを認む而して將來萬國複本位同盟成るの日に至りては之に加盟すべきものとし適當なる準備を



施すに止む

六

三、金銀價格變動の我邦經濟上に及ぼす影響は其利益の大なるを認め別に將來幣制の方針を明言せず

以上は貨幣制度調査會報告書の要領なり同會其報告書を大藏大臣に提出するや幣制問題は當時朝野の一大問題となり之に關し論議する者輩出し就中幣制改革の必要を鳴らし金本位説を主張する者頗る多く政府當局者も亦現制を改革して金單本位制を採るの必要ありと認めたり然れども斷然金貨本位制を施行するか如き素より容易の業にあらず先づ巨額の金を準備し而る後始て實行し得べき所なるを以て之か着手に躊躇せざるを得ざりき然るに偶々明治二十七八年戰役の結果金貨を以て巨額の償金を獲しかは政府は之を利用し始て金準備を得るの計畫を決定するを得たり

明治三十年一月大藏大臣松方正義は幣制改革の時機到れりと認め先づ金本位制施行方法に付大藏次官以下四名の大藏省官吏に其調査の内命を下せり次官以下審議を盡し金本位制施行方法と題する一編の復命書を提出せしを以て松方大藏

大臣は右調査に基き同年二月二十五日を以て貨幣法其他附屬法案を閣議に提出せしに此議廟議の容るゝ所となり同年三月一日を以て政府は貨幣法其他附屬の法律案を第十帝國議會に提出せり議會に於ては種々の修正説出ても成立せず結局原案を可決し貴衆兩院を通過し貨幣法案及附屬法案とも三月二十六日裁可を經同二十九日を以て公布せられ何れも明治三十年十月一日より施行せらるゝととなり茲に幣制改革の議全く確定せり新貨幣法の明文は左の如し

## 貨幣法

第一條 貨幣の製造及發行の權は政府に屬す

第二條 純金の量目二分を以て價格の單位と爲し之を圓と稱す

第三條 貨幣の種類は左の九種とす

金貨幣

貳拾圓

拾圓

五圓

銀貨幣

五拾錢

×貳拾錢

×拾錢

白銅貨幣

五錢

青銅貨幣

壹錢

五厘

第四條

貨幣の算則は總て十進一位の法を用ゐる壹圓以下は壹圓の百分の一を錢と稱し錢の十分一を厘と稱す

第五條 貨幣の品位は左の如し

一 金貨幣 純金九百分參和銅一百分

二 銀貨幣 純銀八百分參和銅二百分

三 白銅貨幣 ニッケル二百五十分參和銅七百五十分

四 青銅貨幣 銅九百五十分錫四十分亞鉛十分

第六條 貨幣の量目は左の如し

一 貳拾圓金貨幣 四匁四分四厘四毛四(十六グラム六六六五)

二 拾圓金貨幣 二匁二分二厘二毛二(八グラム三三三三)

三 五圓金貨幣 一匁一分一厘一毛一(四グラム一六六六)

四 五拾錢銀貨幣 三匁五分九厘四毛二(十三グラム四七八三)

五 貳拾錢銀貨幣 一匁四分三厘七毛七五(七グラム三九一四)

六 拾錢銀貨幣 七分一厘八毛八(二グラム六九五五)

七 白銅貨幣 一匁二分四厘四毛一(四グラム六六五四)

八 壹錢青銅貨幣 一匁九分〇厘〇毛八(七グラム一二八〇)

九 五厘青銅貨幣 九分五厘〇毛四(三グラム五六四〇)

第七條 金貨幣は其額に制限なく法貨として通用す銀貨幣は拾圓まで白銅貨幣及青銅貨幣は壹圓までを限り法貨として通用す

第八條 貨幣の形式は勅令を以て之を定む

第九條 金銀貨幣純分の公差は金貨幣は一千分の一銀貨幣は一千分の三とす

第十條 金銀貨幣量目の公差は左の如し

- 一 金貨幣貳拾圓は每片八毛六四〇グラム〇三二四〇一千枚毎に八分三厘(三グラム一・二五〇)拾圓は每片六毛〇五〇グラム〇二二六九一千枚毎に六分二厘ニグラム三二五〇〇五圓は每片四毛三二〇グラム〇一六二〇一千枚毎に四分一厘(一グラム五三七五〇)とす
- 二 銀貨幣は各種共每片二厘五毛九二〇グラム〇九七二〇五拾錢銀貨は一  
千枚毎に一匁二分四厘四グラム六五〇〇〇貳拾錢銀貨幣は一千枚毎に  
八分三厘(三グラム一・二五〇)拾錢銀貨幣は一千枚毎に四分一厘(一グラ  
ム五三七五〇)とす

第十一條 金貨幣の通用最輕量目は貳拾圓金貨幣四匁四分二厘十六グラム五

七五〇拾圓金貨幣二匁二分一厘八グラム二八七五五圓金貨幣一匁一分〇厘  
五毛(四グラム一四三八)とす

第十二條 金貨幣にして磨損の爲通用最輕量目を下るもの及銀貨幣白銅貨幣  
又は青銅貨幣にして著しく磨損したるもの其他流通不便の貨幣は其額面價  
格を以て無手数料にて政府に於て之を引換ふへし

第十三條 貨幣にして模様の認識し難きもの又は私に極印を爲し其他故意に  
毀傷せりと認むるものは貨幣たるの效用なきものとす

第十四條 金地金を輸納し金貨幣の製造を請ふものあるときは政府は其請求  
に應ずへし

附則

第十五條 從來發行の金貨幣は此の法律に依り發行する金貨幣の倍位に通用  
すへし

第十六條 從來發行の壹圓銀貨幣は金貨幣壹圓の割合を以て政府の都合に依  
り漸次之を引換ふへし

前項引換の結了までは金貨幣壹圓の割合を以て無制限に法貨として其通用  
を許し通用禁止の場合に於ては六箇月以前に勅令を以て之を公布すへし通

用禁止の翌日より起算し滿五箇年内に引換を請求せざるときは爾後地金として取扱ふへし

第十七條 從來發行の五錢銀貨幣及貳錢銅貨幣は從前の通り通用すへし

第十八條 此法律發布以後は壹圓銀貨幣の製造を廢す但し右期日以前に政府に輸納したる銀地金は此限に在らず

第十九條 此法律に牴觸する從前の法令は總て之を廢止す

第二十條 此法律は第十八條を除く外明治三十年十月一日より施行す

以上は新貨幣法の明文なり即ち我邦の幣制は此貨幣法により銀貨本位制より轉遷じて金貨本位制となり本位貨幣の無料造幣磨損貨幣の無手数料引換制を採りたり而して新制に於ける一圓の價格は當時流通せし一圓銀貨の價格を標準として定めたるを以て舊金貨は新制實施以來倍位を以て通用すへきととし舊壹圓銀貨は爾來其製造を廢止し從來流通せしものは漸次引換へらるゝとなり同時に兌換銀行券條例を改正し從來銀貨兌換とあるを金貨兌換と改め準備金中銀貨及銀地金の額に制限を加へ又明治十二年第三十五號布告を廢止し洋銀の並價通用

を禁止せり

是より先き政府は金貨本位實施準備の爲め清國より得たる償金を以て金の購收を努め日本銀行をして其事に従はしめ明治三十年四月造幣局に命じて新金貨の製造に着手せしめ九月三十日を期し四千八百萬圓の新金貨を納入せしめ更に明治三十年度中に製造すへき新金貨の額を七千參百萬圓と律定し同時に補助銀貨を製造せしめ以て壹圓銀貨引換の準備に供したり

壹圓銀貨の引換に就ては政府は當初外國銀行の疑惑を解くのを認め明治三十年七月十五日を以て日本銀行に内訓し十月一日新貨幣法實施と同時に同行の所有する銀貨を悉く政府の新金貨と交換せしめ横濱正金銀行及各港在留外國銀行の所有する壹圓銀貨は日本銀行をして同日以降無限金貨と交換すべく勸誘せしめ又横濱正金銀行本店及同神戸支店の取引は總て金貨を以て支拂はしめたり又政府は或る可く速に壹圓銀貨の通用を停止し其引換を結了するの必要あるを認め九月十八日勅令第三百三十八號を以て明治三十一年四月一日限り其通用を禁止し更に九月二十一日大藏省告示第六十一號を以て新貨幣法實施以後中央金

庫に於て其引換に應ずべき旨を告示し尋て貴衆兩院の議決を經三十一年六月十一日法律第五號を以て其引換を同年七月三十一日限りと公布せり而して此政府の方針は着々其效を收め期日までに故障なく壹圓銀貨の引換を結了するとを得たり明治四年以來一圓銀貨の總發行額は一億六千五百餘萬圓にして内支那海峽殖民地其他東洋諸國へ輸出額九千九百餘萬圓日清戰役中戰地携帶使用高一千一百餘萬圓臺灣へ回送使用高八百萬圓なりしか多くは彼地に於て鑄潰され或は必要なる通貨として流通し或は刻印を施され貨幣たるの資格を失ひしかは引換の爲め回送せしもの其額僅に一千餘萬圓に過ぎず之に内地流通の分約四千萬圓を加へしも優に新金貨を以て引換ることを得たりしなり然而して政府へ引揚けたる壹圓銀貨は或は補助貨の地金に充用せられ或は香港上海等に賣却せられ或は臺灣朝鮮等へ輸出し其地の通用に供せられ明治三十一年末に至り悉く其處分を終れり

明治三十年の制定に係る我邦新貨幣法の大要竝に舊本位貨幣壹圓銀貨引揚の状況大概上述の如し今や我邦は右貨幣法を實施し我邦の貨幣制は純然たる金貨單

本位制なり然れども金貨本位制は初めより我版圖一般に行はれしものに非ずして臺灣に於ては一時銀貨本位制を行ひしか故に我邦現行の幣制を敘述せんには右の外尙ほ臺灣の幣制を附加せざる可からず

臺灣の割讓以前に於ける通貨の状態は清國と等しく頗る錯雜を極め西班牙弗墨西哥弗香港廣東臺灣の小銀貨及び各種の銅錢竝ひ行はれ銀貨は剽削若くは毀損の結果何れも重量を以て取引せられ各貨間嘗て一定の比價なく銀銅は常に時價を以て受授交換せられたり然るに同地の我版圖に歸するや政府は壹圓銀貨補助貨竝に兌換券を以て同地の支拂に供し且つ貨幣統一の目的を以て極印若くは毀損せられたる銀貨は一切公納に收受せざるとなしたるに壹圓銀貨は從來流通の銀貨に比して品質形體俱に善美なりしより一般人民に歡迎せられしも臺灣の士民は從來信用證券の受授に慣れざるを以て兌換券は一般に之を嫌忌し割引を以て流通し甚しきに至りては銀紙の間に二割の差を生したり是に於て政府は力めて兌換券の價格を高め其流通を圖る爲め出納官吏をして其交換を行はしめ尋て日本銀行をして交換所を設け日を期して其交換を爲さしめたり之に依て兌換

券は漸く民間に信用せらるゝに至り頗る其流通區域を擴張し當時政府は別に臺灣に貨幣條例を施行せざりしも事實内地と同一の幣制を施行せし結果に歸せり然れども兌換券及び壹圓銀貨の分量は未だ全島に普及するに至らず日常土民相互間の取引には尙ほ舊時の粗悪なる通貨の流通甚多かりしなり

然るに明治三十年三月に至り政府は貨幣法を發布し十月一日より之を内地に實施することとなりたるを以て茲に臺灣の幣制は之を如何にすべきやの問題を生ぜり是より先き臺灣に於ける貨幣の政務は銀行の政務と共に勅令を以て大藏大臣の主管に屬せられ之に關し臺灣總督は大藏大臣の監督を承くるものと定められしを以て臺灣幣制の問題は大藏省に於て之か講究に従事し監督局長添田壽一は三十年七月中之に關する意見書竝に臺灣貨幣法案を草して同省貨幣會議に提出したり貨幣會議は種々討議の末臺灣に金貨制度を施行すること實際の取引には可成銀を使用すること多額の取引に於て金銀の間に相場を生ずることあるときは之を認許すること竝に當分の内時價を以て政府の公納に銀地金を以てするも妨なきことと決議せり是に於て大藏省は審議を盡し將來は本土と同一の幣制

を施行するの方針を採るべきも目下直ちに之を施行するは臺灣の状態に照し或は不便を來すやも計られずとなし金貨本位を實施し得べき時機の到來するまで暫時壹圓銀貨に極印を施して流通せしめ金貨に對し時價を以て公納支出に供し同時に從來流通の外國銀貨竝に私に極印を施したる貨幣の適用を禁ずることに一決し又内地新貨幣法實施と共に改正兌換銀行券條例を實行せざるを得ざりし結果之を臺灣に適用する能はざるより十月一日以後臺灣に於ける兌換券の交換を廢止するとに決し其旨を臺灣總督に通知し尋て極印銀貨使用に關する勅令案を閣議に提出せり閣議の結果其政府の支拂に就ては合意に依るべきことに改め十月二十二日勅令第三百七十四號を以て左の如く公布せられたり

第一條 臺灣に於ては當分の内政府の極印を施せる壹圓銀貨幣を時價を以て公納及政府の支拂に用ふることを得  
但政府の支拂は合意に依るべきものとす

第二條 前條の極印は左の形式に依り政府引換濟壹圓銀貨幣の表面に施すものとす

## ② 經一分五厘

第三條 外國貨幣及私に極印を施したる貨幣は爾後公納に用ふることを得ず  
但特に外國貨幣を以て公納に用ふることを規定しあるものは此限にあらす  
然而極印銀貨の時價に關しては臺灣と經濟上直接の關係ある香港の相場に依り  
之を公定するの議に決したり

極印付銀貨は右の如く通用すると定め内地より之を臺灣に回送せしか政府の  
支拂上合意に依りてのみ發行するの制なりしかは充分に之を普及せしむると能  
はざりしを以て三十年十二月二十八日に至り政府は兌換券を金庫に差出して極  
印付銀貨を請求する者ある時は金庫に於て在合せ高を限り時價を以て其請求に  
應ずべき旨を金庫に命し尋て翌三十一年四月十二日を以て臺灣に於ては壹圓銀  
貨通用禁止後と雖も其引換期限内は無傷壹圓貨に限り其引換の手續を省略して  
額面價格にて政府の公納に用ゆることを許可したり

極印付銀貨は充分に之を普及せしむると能はざりしを以て政府は右の如く一時  
引換期限内を限り無傷壹圓銀貨の公納を許せしか引換期限滿了後に於て之を如

何にすへきや之か流通を禁止せんか貨幣の缺乏を來さるを得ざるの憂ありし  
を以て大藏大臣は明治三十一年二月七日を以て臺灣制度調査會を起し幣制の方  
針を調査せしめ其決議を貨幣會議に諮ひ審議を経て四月十三日を以て更に其決  
議を閣議に提出したり而して閣議の決定は實に左の如くなりき

一、當分の内無傷壹圓銀貨の無制限通用を許す  
二、前項の銀貨と金貨との比價は時價に依り公定す  
但時價は上海香港臺灣等に於ける前四箇月の平均銀相場に依り每四箇月之  
を定む

三、墨銀其他の外國銀貨及私に極印したる銀貨は國庫に於て收入せず  
四、無傷壹圓銀貨幣の無制限通用は其引換期限の盡くると同時に施行す  
右閣議の結果は大藏大臣より六月十四日を以て臺灣總督に訓令せられ同總督は  
七月三十日を以て壹圓銀貨無制限通用に關する律令を發し又爾來數次壹圓銀貨  
及極印銀貨の時價に關する告示を公布せり

是より先き政府は明治三十年三月新貨幣法發布と共に臺灣銀行法を制定し三十

二年三月更に之を改正し臺灣銀行をして券面金額銀貨一圓以上の兌換銀券を發行せしめ以て從來流通せし日本銀行兌換券に代へ前述の極印一圓銀貨並に無傷一圓銀貨と並ひ行はれしめ只管通貨の潤澤を企圖したり

然るに爾來市上銀塊相場の變動は頻々として起り圓銀公定相場と符合せざりしと多かりしかは政府は中途前述四箇月公定の制を廢して時宜に應じて頻繁に之を公定する制に改めしも尙ほ應接に違あらず爲に財政上不利の地位に立ち臺灣銀行も亦預金の取引上多大の損失を被り且つ銀價の變動は投機を獎勵し貿易の發達を阻害すると甚く官民共に其弊に堪へざるに至りしかは政府は終に其政策の誤れるを悟り明治三十七年日露戰役起り戰地に於ける銀貨の需要盛なるの機に乗して愈金貨本位實施の方針を採るに決し律令四五號を以て同年四月一日より粗銀の輸入に對して五分の從價税を課し又一切歹錢の輸入を禁止し同時に一圓銀貨の回收に努め同年六月律令第八號を以て翌七月一日以降臺灣銀行は舊に從來の銀券のみならず新に金券と發行するとを得とし一圓銀貨は爾來公納の外法貨たる資格を失ふものと定めたり已にして一圓銀貨は漸次其流通額を減し銀

券亦漸く回收せられ金券の發行愈加はり茲に臺灣の幣制は本土と同様純然たる金貨本位制となり臺灣銀行法亦三十九年二月法律第三號を以て改正せられ金貨引換の銀行券のみを發行する制となれり

## 本章參考書

- 横井時冬氏 帝國商業史講義錄  
 近藤重藏氏 金銀圖錄  
 内藤耻叟氏 徳川十五代史  
 同 食貨志略  
 吉田賢輔氏 大日本貨幣史  
 齋藤摺藏氏 徳川氏貨幣志  
 濱田健次郎氏 日本古代通貨考  
 福地源一郎氏 日本貨幣の沿革(早稻田商業講義)  
 明治財政史 第十一卷  
 大藏省發行 幣制改革參考書  
 全 明治三十年幣制改革始末概要  
 全 貨幣法制定及實施報告  
 臺灣金融事項參考書



# 附錄畢

明治四十年九月十五日印刷  
 明治四十年九月十八日初版發行  
 明治四十二年十月廿五日再版發行  
 明治四十二年十月十一日訂正改版三版印刷  
 明治四十二年十月十日訂正改版三版發行

貨幣論 改版與附

定價金貳圓貳拾錢

著者 佐野善作

發行者 森山章之丞

印刷者 青木弘

印刷所 株式會社秀英舍第一工場

東京市牛込區市ヶ谷加賀町一丁目十二番地



## 發兌

## 大賣捌所

## 同文館

東京市神田區表神保町貳番地  
 振替口座一三五、電話本局四三七、二五三九  
 東京牛込 同文館支店  
 東京市東區 寶文館  
 東京市北區 盛文館  
 大阪市東區 寶文館  
 韓國京城本町 日韓書房

著生先八爲槻大 員行銀金正濱橫

# 誌務實替爲國外 叢商高等 書業等

六錢拾稅郵 錢拾八圓壹金價定 冊一全 上製皮

學りよを々々に百のを斯に之問ち場にかの替經  
者もり待た偏數地實道在所に之問ち場にかの替經  
學適もたるし十位際のるなり關は其於資ざ務以上  
生切博ず群て頁にに研やりす遂のけのるのての  
諸な大要小實の達照鑽朝さるに波る輸な復其問  
君るにす著際巨しらに乾大適國動金入り難の題  
のも如に書に卷途し從夕槻切家を利に今な一の  
必の何にと迂をにてひ惕氏の的我的我の高の我  
ず即な外斷く大多深出人は著大が金の國底さ解  
一本る國じ或成年くての忠書問經低金融一内  
讀書著爲てはせの會、多厚を題濟紐融大國を  
せな書替其實ら蓋得横くの缺と界育關大國爲  
らりよにの際る著す濱爲士けるな及場は役替  
れ事り關撰を僻の傾所金能は其識至し於々後  
ざにもすを異し坊倒あ銀は其識至し於々後  
る斯精る異し坊倒あ銀は其識至し於々後  
可業深從にて間しり行ざの者れ從け國をの者  
かのに來せ學は此謂入所京夙にも國融とてうの  
ら從如のる理はをの學るを高にも國融とてうの  
ざふ何如はをの學るを高にも國融とてうの  
る諸な何固忽、龍養や成等遺拘爲のな外し微  
良君るなりせのたねのて業とず上閑倫の語な外  
書は著著喋る學到所潛學し從のは敦募る國  
り論よ書々紛理五る學心校た來諸直市集可其爲

行發館文同京東

著生先實秀村田 士學商 員行銀菱三

# 誌務實行銀 叢商高等 書業等

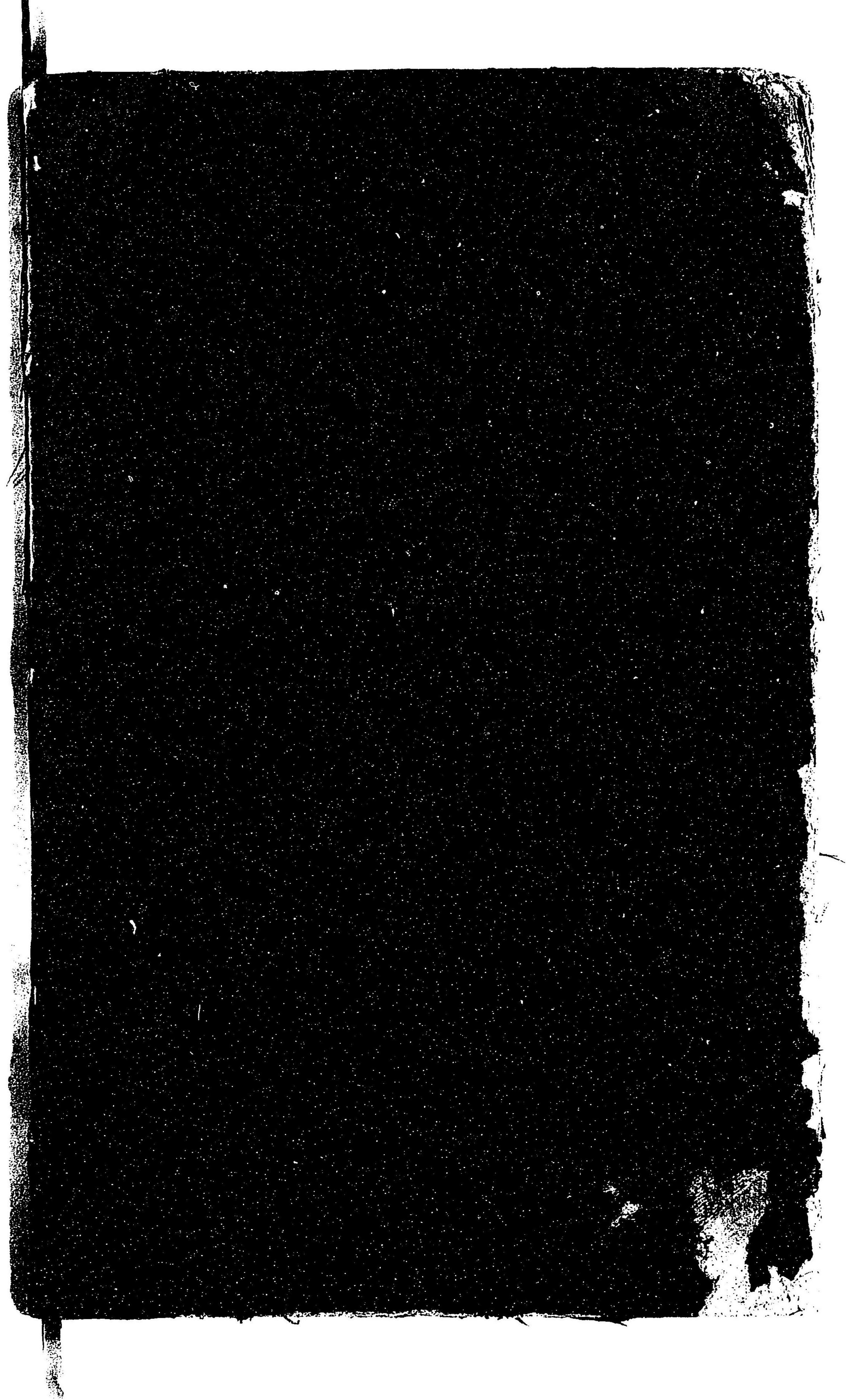
六錢拾稅郵 錢拾八圓貳金價定 冊壹全 上製皮

間田に爲と論微領節靴實てすて伴近  
に村適替離じ細をに搔務はる苦ふ時  
遺商切のるての紋於痒若良書し良銀  
さ學な二可餘點べてのく書籍む書行  
ず士る編からな及其づあ感はたをに見等務  
好に解をらざるしほの根ら策者の少に實に  
評し説をへる加し書本しの一か其に恨關  
噴てをへる加し書本しの一か其に恨關  
々首施何の之此式原む一方らそのやも  
大尾しれ關銀間に事務說本偏さ明來者  
歡完たり空あ事務營取き書しれどる行の  
迎全一著論る手に政扱次は讀どる行の  
忽毫者手を形鞅策手の續實の各しは内行得  
數のは避形鞅策手の續實の各しは内行得  
版缺令け及掌の續實の各しは内行得  
を陷名てびす方の務各しは内行得  
重をあ實外る針如の章て理ににに  
ぬ其る際國者をき要各隔論於關とに

行發館文同京東



90  
2382





040966-000-8

90-2381

貨幣論

佐野 善作/著

M42.10

BDF-0066



